

平成26年第6回上里町議会定例会会議録第1号

平成26年9月3日(水曜日)

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第35号) 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第36号) 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第37号) 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第38号) 上里町健康づくり推進協議会条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第39号) 平成26年度上里町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 12 (町長提出議案第40号) 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 13 (町長提出議案第41号) 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 14 (町長提出議案第42号) 平成26年度上里町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 15 (町長提出議案第43号) 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 16 (町長提出認定第1号) 平成25年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 (町長提出認定第2号) 平成25年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 8 (町長提出認定第 3 号)平成 2 5 年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 (町長提出認定第 4 号)平成 2 5 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 (町長提出認定第 5 号)平成 2 5 年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 (町長提出認定第 6 号)平成 2 5 年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 (町長提出認定第 7 号)平成 2 5 年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 (町長提出認定第 8 号)平成 2 5 年度上里町水道事業決算認定について
- 日程第 2 4 請願・陳情について
- 日程第 2 5 議員の派遣について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第 44 号)公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第 45 号)固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 8 (町長提出議案第 46 号)教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 (意見書第 3 号)「手話言語法」制定を求める意見書(案)について
- 日程第 3 0 (意見書第 4 号)埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に関する意見書(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について

出席議員（14人）

1番	飯塚賢治君	2番	戸矢隆光君
3番	仲井静子君	4番	猪岡壽君
5番	齊藤崇君	6番	岩田智教君
7番	植井敏夫君	8番	高橋正行君
9番	納谷克俊君	10番	新井實君
11番	沓澤幸子君	12番	高橋仁君
13番	伊藤裕君	14番	植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	飯島雅利君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	岸智敏君	子育て共生課長	坂本正喜君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	強矢賢君	産業振興課長	南雲定夫君
上下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
学校指導室長	浅見榮君	生涯学習課長	桑原正明君
郷土資料館長	桑原正明君	会計管理者	橋爪和友君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開会・開議

午前9時5分開会・開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第6回上里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（植原育雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番飯塚賢治議員、2番戸矢隆光議員、3番仲井静子議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（植原育雄君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程などの審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤 裕議員。

〔議会運営委員長 伊藤 裕君発言〕

議会運営委員長（伊藤 裕君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の伊藤でございます。

前期6月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る8月20日に議会運営委員会を開催し、慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

初めに一般質問であります。今期定例会における一般質問は8名の議員から通告が出されており、質問の通告時間は4時間30分です。答弁時間を含めると、おおむね6時間45分程度になると見込まれます。なお、一般質問は本日と明日の2日間となり、本日4名、明日が4名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が3件、条例の制定が1件、平成26年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算が5件、決算関係につきましては、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定並びに水道事業決算認定についての8件が予定されており、これらを合計いたしますと17件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案として人事関係の議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に提出されました請願は2件であります。

これらを考慮し、今期定例会の会期はお手元に配付した会期日程表のとおり、本日9月3日から9月22日までの20日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された今期日程等の審査結果報告といたします。慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月22日までの20日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（植原育雄君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。

〔事務局朗読〕

日程第4 町長の行政報告について

議長（植原育雄君） 日程第4、町長の行政報告について、町長の発言を許可いたします。町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 皆さん、おはようございます。

朝晩はだいぶ過ごしやすくなってまいりましたが、まだまだ残暑は厳しい日々が続くと予想されております。心配された台風による被害も上里町では今のところ少なく、安心しておるところでございますが、今年は6月と8月の降雹・突風による農業被害が報告されました。

また、8月20日未明に発生いたしました広島土砂災害におきまして被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。上里町も河川に囲まれており、改めて水害の怖さを認識し、災害発生時の対応を考えさせられたところでございます。

異常気象、気候変動による自然災害に対して、行政といたしまして迅速かつ万全の対応をとるよう、常に危機管理意識をしっかりと持ち、体制を整えてまいりたいと考えておるところでございます。

本日ここに平成26年第6回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私ともに御多用の中、御健勝にて御参集を賜り、御礼を申し上げます。

本定例会は町政の重要課題につきまして御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。また、一昨日は雨の中、議員の皆さんにも御出席をいただき、関東大震災慰霊祭を行うことができました。改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、国内外の政治情勢において課題は山積しております。ウクライナ情勢、イラクをはじめとした中東問題、中国・韓国における歴史認識問題など、日本経済への影響が懸念されております。

国内では、増税後のGDPが4～6月期はマイナス6.8%と大幅な落ち込みとなりました。アベノミクス効果の地方への浸透、TPP、社会保障問題、人口減少問題、消費税10%の動向など、引き続き経済情勢を見守り、国民生活に大きく影響を与えるこれらの問題を注視しながら、行政施策に取り組みなければならないと考えておるところでございます。

本定例会には、平成25年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定8件をはじめ、条例の一部改正ほか4件、補正予算の5件を提出議案とさせていただきました。また、人事案件として、公平委員、固定資産評価審査委員会委員及び教育委員会委員の任期満了に伴う選任や任命について、追加議案として御提案をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、御提案申し上げました条例関係について、概要を申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴う、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正、委員定数の改正と文言整理に伴う上里町保健センター設置及び管理条例の一部改正、上里町健康づくり推進総合計画を策定するため、上里町健康づくり推進協議会条例の制定を提出いたしましたところでございます。

次に、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計におきましては、職員の人事異動などに伴う給与費の増額や、庁舎や各種公共施設の修繕、新型インフルエンザ等対策行動計画策定業務委託料、上里サービスエリア周辺地区計画案作成業務委託、テレビ埼玉市町村データ放送サービス利用料、防犯設備工事費、各小学校遊具等改善工事費のほか、今年の2月の大雪に伴い被災した農業用施設の撤去支援のうち、農林水産省経営体育成事業の対象外となる借地農家への支援を行うため、施設撤去費として環境省補助事業、災害等廃棄物処理事業費の増額などを計上させていただくものでございます。このような大雪被害に対する手厚い支援は、県内でも上里町のみでございます。

歳入は、国・県支出金及び前年度繰越金などが主な財源となっております。

歳入歳出補正予算は、1億7,889万4,000円の増額補正を提案をさせていただいたところでご

ざいます。

そのほか、特別会計では国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の補正を提出させていただきました。各特別会計につきましては、職員給与の補正や事業費の増減、繰出金などの補正となっております。

提出議案につきましては、慎重審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、6月定例議会以降におきます主な行政報告を申し上げます。

初めに、消費増税に伴う給付事業であります臨時福祉給付金と、子育て世帯臨時特別給付金支給事業であります。7月1日よりそれぞれ申請事務を開始し、現在給付事務を行っております。申請期間は10月1日までとなっております。申請漏れのないよう、広報紙、ホームページなどで広く町民の方に呼びかけてまいります。

町内巡回バスの運行につきましては、バスの耐用年数、走行距離から、平成26年度中に巡回バスも含めた地域公共交通のあり方について見直しを行っております。7月、8月にかけて町民アンケート無作為抽出により、3,000人を対象に行いました。利用者や高齢者のアンケートも実施をいたしたところでございます。この結果を踏まえて今後は検討を進め、上里町にふさわしい地域公共サービスの実施に向け取り組んでまいりたいと、このように考えております。

公共施設のアセットマネジメントの取り組みにおきましても、昨年度に引き続き、東洋大学と連携をして実施してまいります。こちら7月中に町民アンケートを、無作為抽出により3,000人を対象に行いました。この結果も踏まえ、今後は実施計画について取りまとめてまいりたい、このように考えております。

続きまして、水ぼうそう及び成人用肺炎球菌の定期接種化についてですが、平成26年7月予防接種法の一部改正が行われ、水ぼうそう及び成人用肺炎球菌予防接種の定期化が決まりました。現在、10月1日からの接種開始に向けて準備を進めているところでございます。

中央保育園、長幡保育園の耐震対策による仮設園舎の建設工事が決まりました。おおよその日程につきましては、10月には仮設園舎の工事を着工し、12月に完成予定となっております。

また、9月15日の敬老の日を前に、75歳以上の敬老記念品の贈呈者は3,008名と、昨年度より31名増加しております。人口約1割弱が75歳以上である現状は、医療や福祉など高齢社会に向けしっかりと対応していかなければならないと考えております。

最後になりますが、6月定例会以降の行事等について報告をさせていただきます。

7月5日、町民夏山ハイキングが行われ、参加者61名が群馬県片品村尾瀬でさわやかな汗を流してまいりました。

7月15日、社会を明るくする運動において講演会と青少年非行防止街頭キャンペーンを、区

長会や民生児童委員協議会など多くの関係者の方々約90名の参加により、神保原駅や町内大型商業施設など5カ所で行ったところでございます。

8月1日、明るいまちづくりの意見発表会が町内の小学校5年生、6年生20名により、「住みよい町づくりのために私と地域でできること」をテーマに行われました。子どもたちから、町づくりのために参考になる楽しい意見が聞け、大変有意義な発表会となったところでございます。

8月31日、防災フェスティバルが行われ、消防団員による中継送水訓練や日赤奉仕団による炊き出し訓練など、多くの参加者が防災意識を高めることができました。

9月1日、関東大震災から91年、関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊祭が、多くの関係者出席のもとに行われました。

議員の皆さんには、お忙しい中多くの行事等に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

なお、秋に向けてのこれからの行事予定でございますが、各公民館、児童館祭りや町民体育祭、町民ハイキング、文化祭、ふれあいまつりなどの事業を予定しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、本定例議会におけます行政報告といたします。今後とも行政推進に当たりましては、議会議員の皆さんの御指導・御協力を切にお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

議長（植原育雄君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 諸報告について

議長（植原育雄君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日まで受理した請願はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

次に、郵送で提出されました軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、参考にその写しをお手元に配付しておきましたので御了承願います。

次に、規則などの制定及び一部改正、平成25年度一般会計継続費精算報告書が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時25分休憩

午前9時30分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（植原育雄君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い発言を許可いたします。

5番齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 皆さん、おはようございます。

早速質問のチャンスを与えていただきまして、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。

4点ほどございますので、よろしく願いいたします。

まず1点目が、巡回バスについてでございます。

巡回バスは、運行を開始して11年が経過しました。1年間の利用者が約1万1,000人、1日に直すと約45人、年間の必要経費が約1,300万円で、単純に1人当たり2万4,000円となります。これについて、今後の運行見通しについて伺います。

また、26年度にこのサービスについて検討するという事を聞いておりますが、検討しているのか、その経緯について具体的に伺いたいと思います。

2番目といたしまして、生活環境について。

最近の異常気象に伴い、上里町でも地区によっては瞬間的大豪雨で道路が冠水、また排水溝があふれ、交通に支障を来している箇所があります。安心・安全、住みたい町・住んでよかった町と言える町づくりを町長は提言しています。また、犯罪や交通事故の起こりやすい場所や箇所について、早急に総点検を実施すべきと考えております。町長の考えをお聞きいたします。

続きまして3点目ですが、かみさと荘の今後の方向性について。

上里町では、県内でも平均年齢が若い町と言われておりますが、高齢化社会は急速に進んでいるのが現状です。ちょっと古いデータですが、2010年の国勢調査では、上里町においても65歳以上の高齢者が5,811人、18.7%になります。こういった状況の中で、高齢者に対する福祉サービスは不可欠と考えております。

そういった中で、築約40年が経過するかみさと荘は老朽化が一段と進み、設備も古く、さらに耐震化もされていません。今年5月には男子浴槽からレジオネラ菌が検出され、行政の一方的な判断でお風呂のサービスが廃止されたことは周知のとおりで、利用者の意見は取り入れられておりません。

平成18年9月の一般質問に対して、多くの利用者のために浴槽の改修を行い、快適に利用できるよう検討すると町長は答弁しています。また、先般盗難事故が発生し、幸いにも器物破損の被害で済みました。防犯対策として不必要なものは整理し、使用していない金庫などは片づけるべきと考えております。財政難の中、大変厳しいとは思いますが、今後の考え方をお聞きします。

最後に、幼児教育について。

幼児教育の必要性、集中力や好奇心、話す力や聞く力のように、学びの土台を小学校入学前につくっておく役割が大変大きい。子どもへの投資は未来への投資、この子らが将来自立できれば、本人はもちろん社会保障のコスト削減にもつながり、社会みんなの利益になる。

3歳から5歳児の幼児教育無償化をめくり、低所得者優先に、2015年度に国では年収360万円以下の家庭の5歳児に限り、幼稚園や保育所を無償にする。また、段階的に無償化を進める。2020年までには完全無償化を実施したい旨、7月に下村文科相の会見がありました。これについて、今後の上里町の考え方について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 最初に、齊藤 崇議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思えます。

町内巡回バス運行についてのお尋ねのうち、今後の課題、運行見直しについてでございます。

町内巡回バスにつきましては、平成24年4月に時刻表の改正、一部コースの見直しを行いました。より利用しやすい巡回バスの運行に努めてきたところでございます。この一部見直しを行ってから2年が経過し、巡回バスの耐用年数、走行距離から見ましても、平成26年度中に巡回バスを含めた公共交通サービスのあり方を見直す時期に来ておるところでございます。

そのため、今年度はこれらの諸問題について検討し、地域公共交通サービス計画を策定をいたします。これまでの取り組みといたしましては、現状の把握、ニーズの把握のため、町民アンケート、巡回バス利用者アンケート、単位老人クラブ会員のアンケートを7月から8月にかけて実施をいたしました。

町民アンケートは、無作為抽出により3,000人を対象に行いまして、回収率は約40%となっております。内容は、町における交通手段、路線バスの利用状況、鉄道の利用状況、巡回バスの利用状況について行い、現在結果を集計しておるところでございます。

巡回バス利用者のアンケートは、7月上旬に職員が巡回バスに1日乗車し行いました。老人クラブにつきましては、8月上旬に町内の24ある単位老人クラブの会員ごとに、各10名に対しアンケート依頼をし、回収が済んでおります。これらを現在集計しておるところでございます。

また、このほかに庁内プロジェクトチーム及び作業部会における第1回検討会を6月に開催をいたしました。さらに住民参加の手法といたしましてワークショップも取り入れ、第1回会議を8月下旬に開催をいたしましたところでございます。

今後は、当該プロジェクトチームやワークショップなどの会議に加え、委託業者による調査研究も行い、町の地域性に合った最も効果的な運行ができる公共交通サービスの実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、の費用対効果についてでございます。

巡回バスにつきましては、交通弱者である人たちの交通手段の確保という福祉の向上と、公共施設等利用の利便性を図る目的で、平成15年5月1日より運行を開始したところでございます。

運行当初は、北・南西・南東の3コースをバス3台で運行しておりましたが、利用者及び地域等の要望等を取り入れまして、平成24年4月23日より、七本木・上里東コースでバス1台、長幡西・長幡東コースでバス1台、神保原・賀美コースでバス1台の6コースに変更し、主要公共機関や大型商業施設への乗り入れによる買い物支援対策と、バスの停留所の移設・新設、時刻表の改正によりコースの周回時間の短縮を行い、高齢者が利用しやすいよう配慮をいたしたわけでございます。

この結果、平成23年度までの利用者は9,500人前後で推移をいたしておりましたが、平成24年度からの利用者は1万人を超えることとなりました。平成25年度の利用者数につきましては、年間で1万1,816人、利用者の世代別で見ますと、高齢者が1万250人、割合では86.7%、成人が1,051人、8.9%、子どもが199人で1.7%、障害者が316人で2.7%となっております。

運行日数は242日で、1日平均利用者は49人でした。巡回バスの平成25年度の委託金額は1,321万1,100円ですので、利用者1人当たりの経費は1,118円、1日当たりの経費は5万4,951円となったところでございます。

郡市内で見ますと、本庄市の平成24年度の委託金額は約2,600万円、利用者は約2万人、運行日数は293日で、利用者1人当たり1,300円、1日当たり8万3,737円です。また、本庄市では、平成25年10月から有料のデマンド型バスで運行を開始しておるところでございます。

巡回バスの車両は運行を開始してから11年を経過しており、耐用年数、走行距離から見ますと、車両の更新の時期に来ていると思っております。巡回バスの費用対効果については、タクシー料金が2キロメートルまでの初乗り料金で730円、その他、迎車料金や往復利用ということを考えますと、不便を感じていますが、もう少し利用者が増えれば割安ではないかと思いません。

今後は、運転免許証を返納しなくてはならない高齢者や、事情で自家用車を手放す方などのためという福祉サービスの側面が強くなってくると思われますので、さきに述べさせていただきましたが、地域公共交通サービス計画の策定の中で議論をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番、生活環境についてのお尋ねのうち、の最近の異常気象に伴う危険予防箇所の対応についてでございます。

昨今、局地的な範囲に短時間で集中的に降るような大雨が頻繁に発生しております。このような降雨は、いつどこで起こるかなかなか予測できない、非常にやっかいな気象現象でございます。議員御指摘のとおり、このような局地的大雨による町内の、特に市街地において道路冠水が多発しており、私自身も雨水対策は大変重要かつ難しい問題であると認識しております。

このような大雨の対応に当たっては、まず浸水被害の発生箇所などを特定することが、対策検討の糸口と考えております。町では、平成14年からの浸水状況をもとに、地域内に雨水がたまってしまふ、いわゆる内水浸水の実績について調査し、平成25年度に洪水・内水ハザードマップを作成し、公表いたしましたところでございます。

内水ハザードマップの浸水実績によりますと、町内の用途地域、いわゆる市街地内で大まかなエリアで分けて、7つのゾーンで道路冠水などが発生しております。まずはその地域への大雨への対応が急務であると考えております。

次に、住みたい町・住んでよかった町の観点からの今後の取り組みについてでございます。

私は、住みたい町・住んでよかった町の実現に当たっては、まずは安心・安全な町ということが大前提であり、中でも雨水対策は不可欠であると考えております。

局地的な大雨による道路冠水について、私は大きく3つの要因があると考えております。1つ目は、雨の強さや量といった、いわゆる外力的な要因でございます。2つ目は、開発行為等によって土地がアスファルト等で覆われ、降った雨が最終的に道路の低い箇所に集中する、いわゆる都市化や地形による要因でございます。3つ目は、道路側溝や雨水下水道が未整備であるため、施設で受け切れなかった雨水が地域にたまってしまふ、都市施設の整備状況による要因でございます。

このような要因について担当職員に調べさせたところ、上里町に近い利根川の八斗島雨量観

測所では、ほぼ毎年のように1時間に30ミリを超える雨が観測されておるわけでございます。都市化に関しては、ここ10年で上里町の用途地域内の農地・山林の約15%が宅地となっております。このような中、雨水管の整備は相当な事業規模であるため時間を要しており、外力や都市化に対して、雨水対策施設の整備が追いついていない状況でございます。

このような現状に対して、私は十分に原因を分析した上で、優先順位をつけて効果的かつ効率的な対策の検討が必要であると考えております。施設の整備は一朝一夕でできるものではございません。よって、施設の整備とあわせて、雨水が宅地から道路などへ流出することを抑えるソフト対策も組み合わせ、官民が一体となって、低い箇所に雨水が集中することを抑えなければならないと考えております。

本定例会で御審議をいただく補正予算では、上里町市街地雨水排水対策検討業務を計上しております。この業務は、町の市街地いわゆる用途地域内での雨水対策を検討するものでございます。業務の内容といたしましては、地盤の高さ、施設の整備状況や能力、さらに土地利用の状況等を評価した上で、道路冠水の原因究明をいたしたいと思っております。その上で、雨水の排水や貯留施設などのハード整備の計画に合わせて、例えば各住宅へ雨水タンクの設置などのソフト対策を組み合わせ、総合的な雨水対策を検討するものでございます。

町といたしましては、このような総合的かつ抜本的な雨水対策の検討を初めて行うものであり、大変意義ある検討になるものではないかと考えております。今後も安心・安全で暮らしやすい町づくりに向けて積極的に取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、犯罪を招きやすい場所、箇所の総点検についてでございます。

町が所有する施設、用地、道路、公園等については、常日頃から管理を行っているところでございますが、施設の状況や樹木や草木の繁茂の状況、職員または委託会社等がチェックをして随時対応をしております。

しかし、町内も広範囲にわたりますので、住民の通報を受けてからの対応となってしまうケースもあります。これから日が短くなることもありますので、改めて施設を管理する課には、日頃からの点検を徹底したいと思っておるわけでございます。

また、町所有の場所以外においても、毎日、町全域を警察OBあるいは安全・安心町づくり推進委員が防犯パトロールをしております。放置された空き家をはじめ、心配な箇所について町担当課や警察、所有者等は連絡をしているところでございます。

犯罪が起きる心配のある場所につきましては、随時アンテナを高くして目を見張り、必要な処置を講じたいと思っております。全町の安全に目を光らせながら、町職員だけでは到底不可能なところですので、住民の皆様、地域の防犯パトロール団体の皆様にも情報を寄せていただ

き、スムーズな対応ができるように考えていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3、老人センター「かみさと荘」の今後の方向性についてのお尋ねのうち、老朽化した施設に対する今後の町の考え方についてでございます。

老人福祉センター「かみさと荘」につきましては、昭和50年6月に開所し、建設後39年が経過しております。施設の維持管理など、修繕を行い、運営管理をしてまいりました。平成25年度の年間の利用者数は1万6,154人となっております。

過去におけるかみさと荘の大規模な改修工事は、平成20年度に浄化槽ブローア－交換など198万1,170円、空調設備交換など819万4,500円、平成22年度にボイラー煙突改修など157万5,000円、外壁改修工事などで777万6,900円の改修を実施しております。

平成26年4月24日採取の男子浴槽水から、国の基準を3倍超えるレジオネラ菌が検出され、5月6日より浴室の利用を休止いたしました。その後、本庄保健所の立ち会い検査の指摘事項を改善するために検討した結果、レジオネラ菌の発生は利用者の生命に関わる問題であり、二度と病原菌を検出しないようにするためには、間に合わせの改修ではなく、現在の基準に適合させた根本的な入浴施設の大規模な改修が必要で、浴槽配管やりかえ工事、浴槽の老朽化等の大規模改修、多額の費用が見込まれることから、6月6日の議会全員協議会で経過説明を行い、現在のかみさと荘の浴室については廃止としたところでございます。

また、平成18年9月の一般質問で、今後とも浴槽の改修並びにフロアの狭さの改修に少し検討してみたいと答弁をいたしました。また、さきにも述べさせていただきましたとおり、レジオネラ菌の発生は利用者の生命に関わる問題でありますから、現在のかみさと荘の浴槽は廃止といたしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、今後想定される高齢社会に向けた福祉サービスについてでございます。

高齢者の福祉サービスは、60歳以上の方に健康で文化的な明るい生活を営んでいただくために、老人のレクリエーションまたは集会のための施設の提供、生活健康相談、教養の向上及び健康保持増進についての指導などの事業を行っております。

高齢者の福祉サービスを提供する場の一つとして、かみさと荘を活用いただいておりますが、さきにも述べましたが、施設設備の老朽化が著しく、現在までに必要最小限の施設修繕を行い、運営を行ってまいりましたが、平成25年度の耐震診断の結果のI s値で基準の0.60を下回っており、耐震補強が必要であります。

現在の浴室の利用につきましては、設備の老朽化、耐震補強の必要性、レジオネラ菌の検出に伴います本庄保健所の指摘事項の5項目の改善、浴槽配管やりかえ工事などの多額の費用が見込まれるため、風呂の再開はできないと考えております。

私の4期目の公約であります、かみさと荘をリニューアルし、健康増進センターの検討をすることとしております。公共施設見直し検討委員会及び庁内プロジェクトチームによる会議や、町民の皆様の御意見・御要望をお伺いし、今後の高齢化社会にふさわしい高齢者福祉サービスの充実に向けて進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、 の犯罪防止対策についてでございます。

老人福祉センター「かみさと荘」においては、平成26年6月30日の月曜日午前0時45分、警備システムが異常を感知し、午前1時、本庄警察署警察官が6人と、警備の委託先の総合警備保障社員2名がかみさと荘に到着いたしました。その後、午前1時35分、老人福祉センター所長が立ち会いし、調書と被害届を作成し、本庄警察に提出いたしました。

事件の概要ですが、侵入盗が、建物の東側で大広間の北側の流し台の窓ガラスを外部から割って侵入し、そこから事務室へ行き、物色をしました。事務室には約60キログラムの使用していない金庫があり、これがロビーに持ち出され、放置されておりました。暗証番号がわからないために、金庫の鍵は開けられていませんでした。

ほかに、事務室の南側の縦長のロッカーが開けられていました。ロッカーから盗まれたものはありませんでした。流し場の北側にあるバンパー室の窓の鍵が開けられておりましたので、警察が到着する前に、犯人はここから鍵を内側から開けて逃走したと思われます。被害は、職員の机の中にあつた個人の小銭が2,500円と、窓ガラスの破損であります。

今後の犯罪防止対策ですが、金庫は建物外から見える位置にありましたが、ここ数年は暗証番号がわからないために使用しておりませんでした。このため、金庫は廃棄処分として、金銭については机、ロッカーなど保管をしないことの対策をいたしたところでございます。

本庄警察署より、玄関の蛍光灯は、夜間は常時点灯しておくようにとの防犯対策の指導を受け、夜間の常時点灯を行っています。また、警備会社から警備されていることがわかるステッカーをもらい、窓ガラスに張り、外から見て一目で警備されていることがわかるように、防犯対策を行ったところでございます。今後は被害に遭わないよう努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、幼児教育についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず 幼児教育についての必要性と課題についてでございます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものと認識しておるところでございます。お答えについては、教育に関するところでございますので、教育長より答弁をお願いしたいと思います。

次に、 国では年収360万円未満の家庭の5歳児に限り、幼稚園・保育園児無償にする方針についての、町の考え方についてでございます。

政府の有識者会議、教育再生実行会議は7月3日、3ないし5歳までの幼児教育の無償化を段階的に進めるように、安倍首相に提言をいたしました。この提言を受けて、下村文部科学大臣は7月15日の会見で、平成27年度から年収360万未満の世帯を対象に、5歳児の幼稚園・保育園の費用を無償化する考えを示しました。また、平成32年度までに、全ての3ないし5歳児の無償化への移行を終えることも表明をいたしましたところでございます。

同会議の資料によりますと、5歳児の教育を完全無償化した場合には、約2,610億円の費用がかかり、所得制限をして年収360万円未満の世帯だけを対象とした場合は、全体の約2割となり、約300億円の財源が必要となる見込みでございます。幼児教育無償化は、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指しておりますので、国の施策に準じて対応してまいりたいと考えております。

次に、2015年度から施行した場合の町の経費試算についてでございます。

仮に、上里町が平成27年度から実施した場合ということでお答えをさせていただきます。保育所の場合、平成26年度に年収360万未満の世帯の4歳児を対象とした経費試算では、対象園児は35人、対象経費はおよそ390万円が見込まれます。幼稚園の場合は、同様の条件の経費試算では、対象園児が28人、対象経費はおよそ550万円が見込まれます。

なお、現時点では国から内容の詳細が示されておりませんので、町の財政負担や事務手続等についてわかり次第対応していきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 齊藤 崇議員の4、幼児教育についての御質問にお答え申し上げます。まず、幼児教育についての必要性と課題についてでございます。

幼児教育は、小学校入学後の学びの基礎を築く上で、非常に大切な教育機会であります。また、小学校へのスムーズな接続を実現するためには、保育園・幼稚園での経験が必要であると考えております。

しかし、近年小1プロブレムと呼ばれる、先生の話を受けない、授業中に席についていないなどの、授業が成立しない現象が問題となっております。これは、保育園・幼稚園では、遊びや生活を通した幼児教育が行われ、小学校では教科学習を中心とした教育が行われるという、教育方針や内容の違いが要因とされております。

上里町では、本年度より保育園・幼稚園・小学校連絡協議会を発足し、町内の保育園・幼稚園と小学校の職員がそれぞれの教育内容の違いについて相互に理解を深め、お互いの教育内容

を共有化し、小1プロブレムの解消に向けた取り組みを開始したところでございます。

次に、国では年収360万円未満の家庭の5歳児に限り、幼稚園・保育所を無償にする方針についての町の考えについてのうち、幼稚園に関することについてでございます。

上里町では、既に私立幼稚園に就園の保護者に対し、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減を図ることを目的とした、私立幼稚園就園奨励事業を実施しております。これは、幼稚園就園に係る所要の経費の一部を国が補助し、不足する部分を町が負担するものであります。

国は、無償化に向けた段階的取り組みとして、平成26年度については低所得世帯の保護者負担無償化と、多子世帯への所得制限の撤廃を決定しております。町は、この国の補助基準に基づき、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付事務を実施しており、今後も国の無償化に向けた取り組みに準じて、順次対応をまいります。

平成26年度の上里町私立幼稚園就園奨励費事業該当者は289人であり、国が提案する年収360万円未満に該当する5歳児は31人でございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番齊藤です。

早速答弁いただきまして、ありがとうございました。

まず、2点ほどちょっと具体的な数字というか、回答を得られればなと思っておるんですが、まず1点目は、巡回バスの項目において、今町民アンケートを7月から8月にかけて実施したということですが、この結果のデータというのはいつごろ詳細がわかるんでしょうか。

それと、続けて質問しますが。

議長（植原育雄君） すみません、一問一答ということで。

5番（齊藤 崇君） はい、わかりました。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 現在、アンケートの結果は集計しておりますので、この秋ぐらいまでには集計の結果が出ると思います。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 続きまして、3番のかみさと荘の件についてですが、先ほど答弁いただいた中で、築39年ということで、何としても老朽化が一層進んでいる。さらに高齢者が、こ

れも急速に進んでいるということに対して、今後町としてはこれを更改、要するに建て替える考えはあるのかどうかということをはっきりと聞きたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） かみさと荘につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、耐震診断を行っております。本来ならば、0.60に若干満たない0.58でございました。いずれにしても、この老人センターは建て替えではなくて、補強工事とあわせてリニューアルをしていきたいと。そして皆さんに使いやすい老人センターにしていきたいと、こんなふうに思っております。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 納得いく回答は得られないんですが、とりあえず前向きに考えていただいているということでございますので、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（植原育雄君） 5番齊藤 崇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時20分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき、一般質問を行います。

今回の質問は、第6期介護保険について、障害者医療の助成について、農業用排水路の維持についての3項目です。以下順にお伺いいたします。

1、第6期介護保険について。

安心できる制度として、町民が望んでいることについて。

介護保険制度がスタートして15年目に入っています。国会では、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、6月18日に成立しました。3年ごとの見直しのたびに、国は高齢者人口の増加と財政難を理由に、社会保障の責任を後退

させていただきました。が、今回は介護保険が始まって以来の大きな改悪が決まった中で、第6期事業計画策定が進行中のことと思います。

そこで、来年4月スタートの第6期介護保険事業計画のスケジュールと、第6期介護保険計画に向け、町が行ったアンケート調査結果の中で特徴的なことや、町民の介護保険制度への願い、ニーズなどについて集約しておられると思いますので、お伺いしたいと思います。

要支援1、2の方のサービスについて。

今回の改定では、介護保険の要支援1、2の認定者に対しての訪問・通所サービスを介護保険から切り離して、市町村の地域支援事業に委ねることになりました。上里町には現在270人ほどの方が要支援者です。現在、要支援者の訪問・通所サービスの利用実態と、今後の要支援認定者のサービスはどのように変わっていくのでしょうか。

国は、専門的サービスと多様なサービスと言っていますが、要支援者が尊厳を持って生活でき、重度化を防ぐための支援として、どのようなサービスを考えていますか、伺います。

要介護1、2の方の施設入所について。

安心できる介護制度は、高齢者だけの問題ではありません。総務省の就業構造基本調査を見ますと、平成23年10月から24年9月までの1年間に、介護・看護で離職した人は10万1,000人、このうち女性が8万1,000人で8割を占めています。

こうした現状の中で、要介護者においても特別養護老人ホームの入所は、要介護1、2を外して原則要介護3以上に重点化することが決まりました。それでも介護保険部会で強い反対が出される中、厚労省はやむを得ない事情がある場合は、要介護1、2でも入所を認めるということになりました。

しかし、やむを得ない事情の判断によっては入所できず、待機にもカウントしてもらえない、そういう事態が発生してしまいます。特例入所の対象については、常時適切な見守り、介護が必要な場合で、詳細は今後検討してガイドラインで示すということになっています。

現在、要介護者の入所理由の多くを占めているのは、介護者不在や住宅問題です。また、特養老人ホームの入所枠は51万に対し待機者が全国で52万と、入所枠を超えている状況の中で、特養の入所を限定していくことは、ますます痛ましい事件や介護離職を生み出すこととなります。町長はこうした状況について、どうお考えなのかお聞きします。

保険料と利用料負担について。

サービス給付を削減しながら、介護保険利用率一律1割負担を、一定の所得がある人は2割に引き上げるといった負担増が決まりました。一定の所得の対象者は、年金収入のみでは280万円以上の者です。国会の質疑の中でも、政府の計算が誤っており、280万円以上を2割負担にするという根拠は崩れています。消費税増税は社会保障のためと言いながら、介護利用料の負

担を引き上げ、サービス利用を抑制せざるを得なくすることについて、町長の考えをお聞きします。

国に対し、社会保障の予算を大幅に増やすことを強く要望すると同時に、当面する第6期介護保険料について、払える保険料を目指し、現在の8区分をさらに細かく分け、所得の少ない人の保険料負担を軽くすることについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

2、障害者医療の助成について。

県の方針について、上里町の対象者の状況と対応について、あわせてお聞きします。

県は、2015年1月から障害者医療の助成対象を変更し、新たに精神障害保健福祉手帳1級を追加しましたが、一方で、65歳以上で重度心身障害者となった方を助成対象から外すことを決めています。こうした県の方針について、町の考えをお聞きしようと一般質問の通告を出した後、町長提出議案で上里町重度心身障害者医療支給に関する条例の一部を改正する条例が、今議会に提出されております。

それを見ますと、町は県の方針に従って、助成対象者を変える考えのようではありますが、そこで伺いたいのですが、上里町では、過去において65歳以上で障害者となった方の割合は、どの位おられるのか。また、精神障害者保健手帳1級で新たに助成対象となられる方はどの位おられるのか、お聞きします。

障害者医療の助成は、県と町が2分の1負担となっております。県が65歳以上という年齢制限で医療助成の対象から外した場合、同じ障害でありながら、年齢によって安心して医療を受けられない事態が生じます。県に対し、年齢制限を行わないよう要望すると同時に、県が制限を行っても、町としては今までどおり助成を継続することを続けていただきたいというふう思うわけなんです、町長の考えをお聞きします。

3、農業用排水路の維持について。

住民には負担が重い農業用排水路の草・浚渫作業について、将来を見据えた維持管理方法について、あわせてお聞きします。

土地改良地域の農業用排水路の草・浚渫作業は、長年にわたって8月の第1日曜日に地域の住民総出によって続けられてきました。最近の異常気象による尋常でない暑さの中、今年度もそうした作業が行われました。毎年参加者の多くは高齢者であり、けがや熱射病の心配が増えています。今後ますます高齢化していく中で、こうした作業を軽減する方法を考えていかなければならないと思います。

農業用排水路の維持で問題になっているのは、除草剤による土壌の浸食により、土を上げてもまだ落ちるといった構造になっていること。樹木のように伸び放題になった草は、かまでは刈り取りが大変なこと。この問題を解決するためには、土壌の浸食を止めることが必要です。

草刈り作業の軽減や見た目を気にして除草剤をまくことが、結果として草の根を枯らし、土壌の浸食という悪循環を起こしています。

将来の維持管理が楽になる方法として、ジオベストが有効なようです。ジオベストとは、酸化マグネシウムを主成分とした土壌固化材です。弱アルカリ性で、六価クロム等の重金属類を含まないので、動植物や作物に悪影響を与えることもなく、安全で環境にも優しい固化材となっています。

また、固化した土は粉砕すれば再度土に戻すこともできます。さらに、ジオベストのよい点は、今まで残土処分していた現地の土を再利用できる上に、土の表面を硬化し、土中の養分を封鎖して、雑草を防ぐことができることです。

また、逆に横に密に広がり、地中にも根が密集するというヒメイワダレソウを植えることで、雑草の発生を抑制する方法もあります。この方法は、上里町でも10年ほど前から取り入れているわけでありますけれども、なかなか広がっていないのが現状であります。効果も出ていないと思います。

草による防草対策を徹底するのであれば、住民説明会を設けるなどして、農業用排水路の維持管理について住民の皆様にご理解をいただき、ヒメイワダレソウ、芝生、シロツメクサなどの丈夫な草を住民の協力をいただいて一斉に植え付けを行うなど、「一斉に」という取り組みが重要になってくるというふうに思います。

将来の農業用排水路の維持管理が少しでも住民の負担が軽くなるように、ジオベスト並びにこうした低い草、大きな草を防ぐ、そうした草の植え付け、2つの方法を組み合わせていくことが必要ではないかなというふうに思っています。将来の維持管理について町長の考えをお聞きし、1回目の質問をいたします。答弁をお願いします。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤幸子議員の御質問に対して、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

1番の第6期介護保険についてのお尋ねのうち、の安心できる制度として町民が望んでいることについて、第6期介護保険についての調査結果で特徴的なこととさせていただきます。

上里町介護保険事業策定等に伴う高齢者等実態調査については、平成26年2月に第1号被保険者のうち、要支援、要介護認定者600人、高齢者一般65歳以上300人、第2号被保険者である若年者、40歳から64歳以下300人の、合計で1,200人のアンケート調査を実施いたしました。回収状況は、第1号被保険者が回収率66.4%、若年者が回収率46.7%となっております。

国の示した調査項目の考え方は、主に生活機能の面から地域に存在する高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活実態に合った介護サービスや権利擁護などの各種福祉サービスを提供するために行うものでございます。

国が示した調査項目は、あなたの家族や生活状況について、運動・閉じこもりについてなど、合計96項目になっております。これに対して、町が独自の調査項目を加え、家族の介護負担について、認知症について、日常生活支援サービスについて、町の介護施設について、介護保険制度について、合計113件の調査を行ったところでございます。

さらに、第2号被保険者である若年者、40歳から64歳以下300人に、上里独自の健康や生きがいに関する事項、介護保険に関する事項、ボランティア活動に関する事項などの48項目のアンケート調査を実施いたしましたわけでございます。

続いて、第1号被保険者の調査に基づく集計結果の一部について御説明を申し上げます。回答は複数回答になっているものでございます。

在宅サービスの利用状況を聞いた設問では、通所サービス・デイサービスが33.3%、通所リハビリテーション、デイケアが9.4%、短期入所が8.0%となっており、居宅系のサービスが上位を占めております。

次に、今後の日常生活支援サービスの利用意向を聞いた設問では、現在利用しているサービスと同様に、移動支援が19.6%、家事支援が16.9%、給食サービスが15.2%、通院及び買い物等付き添いが14.7%となっており、交通手段の介助を必要としていることがわかりました。

次に、今後高齢者対策を進めていく上で重点に置くべきことについて聞いた設問では、医療機関と介護の行政との円滑な連携の強化が42.1%、かかりつけ医から専門医療機関へのスムーズな連携体制づくりが37.6%、家族の精神的な負担を緩和する取り組みが37.5%、見守りボランティアなど在宅での生活を支える取り組みが21.2%と上位を占めており、第6期の計画で取り組むべき医療・介護の連携を望んでいることがわかります。

以上が特徴的な内容の一部でございます。今年度はこの調査結果を踏まえて、第6期上里町高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員会で計画の策定を進めていきます。委員は14名で、9月から12月までに計画原稿の作成、保険料の算定などを行い、平成27年1月にパブリックコメントを行い、修正を行った後に、平成27年2月に素案ができる予定でございます。策定委員会の会議は、この間に4回を予定しております。

次に、要支援1、2の方のサービスについてでございます。

現行の介護保険制度では、市町村が事業主体となり、地域支援事業として要支援や要介護といった要介護状態になる前の高齢者の方を対象に、介護予防のために介護予防教室や高齢者の総合相談支援を行っております。

それでも状態が悪化して、要支援 1、2 の要介護認定を受けると、その方が介護保険を使って予防給付が受けられる介護サービスでは、訪問してもらい利用するサービスとして、ホームヘルパーなどの介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリ、介護予防訪問看護などがございます。

また、として施設に通って利用するサービスとして、デイサービスなどの介護予防通所介護や、デイケアなどの介護予防通所リハビリがあります。そのほか、福祉用具レンタルなども一部利用することができます。

今回の介護予防制度改正では、これら受けられるサービスのうち、ホームヘルパーなどの介護予防訪問介護とデイサービスなどの介護予防通所介護が、介護保険の予防給付から切り離されて、市町村が行う地域支援事業に移行することになり、地域支援事業の中の新しい総合事業としてこれらのサービスを行うこととなります。この 2 つ以外のほかのサービスは、従来どおり介護保険の予防給付として利用することが可能でございます。

これまで全国一律の基準や単価で実施していたこの 2 つのサービスは、地域支援事業に移行され、国の示すサービスの基準に従って、専門的なサービスにふさわしい単価と利用者負担割合を市町村が設定することとなります。地域包括支援センターのケアマネジメントでどうしても必要な高齢者の方は、引き続き同様の専門的なサービスを継続して利用することが可能です。

このほか、市町村が地域の実情に応じ、新たな生活支援コーディネーター、地域支え合い推進委員を配置し、ボランティアや N P O などの多様な担い手による多様なサービスを新しく創造し、そのサービスにふさわしい単価と利用者負担割合を市町村が設定することとなります。

そして、利用者にはその方の状況や能力に応じ専門サービスを含め、多様なサービスからふさわしいサービスを選択していただくようになります。

こうした柔軟な支援を行うことで、高齢者の方々が住み慣れた地域で、御近所の交流を保ちながらいつまでも元気で自立した生活が維持できるよう、町としても支えてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、要介護 1、2 の方の施設入所についてでございます。

特別養護老人ホームについては、全国的に見ても入所希望が多く、入所待ちの状態が続いております。平成 26 年 3 月における、町内の 3 つの特別養護老人ホームの定員 240 床の入所状況は、町内の方の入所数は 115 人で、このうち要介護 1 が 12 人、要介護 2 が 14 人の合計 26 人で、要介護 1、2 の入所率は 22.6% となっており、施設の入所待ち数は平成 26 年 4 月現在の県の調査では、実数で 32 人、このうち要介護 1 が 8 人、要介護 2 が 3 人の 11 人となっております。

今回の介護保険制度改正では、特別養護老人ホームの入所については、特に入所の必要性の高い要介護 3 以上の方々が入所待ちせず、より入所しやすくなるように、新たに入所する方に

ついて原則要介護3以上に限定するというものでございます。現在入所されている要介護1、2の方は引き続き入所が可能でございます。

先ほど議員がおっしゃられておりましたように、新たに入所する方で、要介護1、2であっても在宅生活を継続できるかという観点から、認知症で日常生活に支障を来す場合や深刻な虐待を疑われる場合、または家族の支援が期待できない場合など、幾つかの要件によりやむを得ないと認められる場合には、特例で入所可能となっておりますところでございます。

この特例での入所の判定は、入所の公正性を確保するため、当該施設の入所判定委員会に市町村の職員が出席することや、出席できない場合は意見書を作成して意見を表明するなど、市町村の適切な関与のもとに施設が行うこととなっておりますところでございます。

この入所の判定は要介護1、2の入所でございます。できなかった方については、在宅での生活が可能という判断をされたということですので、そういった方が在宅での生活を維持していけるよう、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と訪問を含む随時の対応を行う24時間定期巡回・随時対応サービスを、第6期の介護保険事業計画で整備をしていく予定でございます。

また、同時にこのサービスは、第6期の介護保険計画策定等に伴い、高齢者等実態調査結果で介護サービスを利用しながら在宅での生活を続けたいという方が45.3%と、約半数の方が在宅介護生活を希望しておりますが、こうした方の希望を叶えるサービスでもあり、介護の利用が期待されるサービスであると思っておりますところでございます。

次に、4番の保険料と利用者負担についてでございます。

第6期上里町高齢者福祉計画介護保険事業計画については、さきにも述べましたが、平成25年度に高齢者等実態調査を実施し、その結果をもとに今年度策定をいたしました。65歳以上が支払う保険料は、全国平均で月額、加重平均の推移を見ますと、第1期が平成12年から14年度は2,911円、第2期が平成15年から17年度は3,293円、前期比プラス13%。第3期、18年から20年度は4,090円、プラス24%。第4期、平成21年から23年度は4,160円、プラス1.7%。第5期、平成24年度から26年度は4,972円、プラス20%となっております。

上里町の保険料は、第1期では2,575円、第2期は2,600円、前期比プラス0.9%。第3期は3,100円、プラス19%。第4期は3,400円、プラス9.7%。第5期、平成24年度から26年度は4,430円、プラス30%で推移をしておるところでございますから、全国平均よりもかなり安くなっているのではないかというふうに思っておりますところでございます。

第6期の介護保険料につきましては、平成26年7月末までの給付実績の整備、平成24年から26年度見込み、人口及び要介護認定者の推計、施設居宅系サービスの見込み量の推計、次に在宅サービス等の見込み量を推計いたします。その後、その推計した見込み量について、介護報

酬改定率等を調整し、そして調整後の見込み量等をもとに保険料を推計することとなっておりますところでございます。

町の第5期の介護保険料は第1段階、第2段階、第3段階、特例第4段階、第4段階、第5段階、第6段階、第7段階、第8段階で、第4段階が基準額でございますが、今回の制度改正で特例第3段階があり、町には設定されてはおりません。低所得者の1号保険料については、今回の制度改正では、市町村民税が世帯全員非課税は65歳以上、全体の約3割と推計し、5割の公費負担とは別枠で公費を投入して、第1、2段階の保険料は現行の0.5を0.3に、特例第3段階では0.75を0.5に、第3段階では0.75を0.7に、それぞれ軽減を強化されるところでございます。

利用料負担につきましては、今回の制度改正には、第1号被保険者の上位の20%に該当する合計所得金額が160万円の方、年金収入換算すると単身で年金収入だけの場合は280万円以上の方ですが、この基準に該当する場合は、平均的な年齢金額と比較しても約100万円収入が高く、総体的に負担能力があるということで、2割負担とするという試算がされております。この所得水準につきましては、今後政令で定めることとなっております。

ちなみに、上里町の平成26年4月1日時点での第1号被保険者は6,591人で、このうち合計所得金額160万円を超える方は1,065人となっております。今後も国の動向を注視しながら、介護保険制度の運用を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番の障害者医療の助成について、の県の方針と上里町の対象者の状況と対応については関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、県の方針ですが、埼玉県では重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱を昭和50年に制定し、一定の障害を持つ重度心身障害者に対して、予算の範囲内として医療費の一部負担の助成を行ってまいりました。助成費につきましては、県が一部負担額の2分の1を補助金として交付し、町が残りの2分の1を負担する事業となっております。

改正内容につきましては、現在新規受給者の占める65歳以上の者の割合は6割を超えており、高齢化が急速に進行する中で助成額が大幅に増加し、近い将来制度の維持が難しくなると懸念をされるおるところでございます。

そのため、一つには重度心身障害者となった年齢65歳以上の者については、後期高齢者医療制度に加入することにより、医療費の自己負担割合が3割から1割に軽減されることや、年金も満額受け取ることができるということになるため、新たに重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者を対象としないとした改正内容となっておりますところでございます。

一方で、精神障害者に対して助成対象となっておりますので、今回の改正で精神障害者保健福祉手帳の1級の人を、重度心身障害者として助成対象としておるところでございます。

す。なお、精神障害者の2級までの対象化は将来的な課題として認識しつつ、まずは精神障害者を対象に加えることが重要と考えての改正となっております。

次に、このような県の補助金交付要綱の改正を受けて、上里町の対象者の状況と対応についての質問ですが、上里町でもこの県の改正を受けて、助成制度の内容の将来的負担などを検討してまいりました。現在、この制度の平成26年3月末現在の対象者は726人で、内訳は重複者がありますが、身体障害者手帳1級から3級までの人が575名、医療手帳丸AからBの人が146人、後期高齢者医療制度の障害認定者を受けた者が17人となっております。そのうち、65歳を過ぎて重度心身障害者となった人は274人で、約37%となっております。

過去3年間での1人当たりの医療費の伸び率や受給者数の伸び率などを考慮して将来の支給額を推定しますと、平成25年度の支給額8,054万円に対して、平成35年度は1.6倍の1億3,000万円ほどに大きく増加することが予想されます。

現在この制度において、上里町では新規受給者に占める65歳以上の方の割合は56%であり、埼玉県でも60%を超えている状況でございます。上里町でも県と同様に高齢化が急速に進行する中、今後の対象者が大幅に増加し、近い将来制度の維持そのものが難しくなると懸念されておるところでございます。

上里町といたしましても、県の改正理由をもとに埼玉県の制度改正に合わせ、総合的に検討し、新たに重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者を対象外といたしました。また、現在は精神障害者が対象外となっていることから、県の改正と同様に精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している者を、新たに助成対象としておるところでございます。この改正は9月の定例議会に条例改正案を提案し、県と同様に平成27年1月1日施行日としたいと考えておるところでございます。

次に、3番の農業用水路の維持についての御質問にお答えをさせていただきます。

住民には負担が重い農業用水路の草・浚渫作業について、将来を見据えた維持管理方法について関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

農業用排水路の管理につきましては、各土地改良区の施設管理組合で行っております。上里町土地改良区施設管理組合では毎年8月の第1日曜日に、上里西部土地改良区施設管理組合では毎年7月の第4日曜日に排水路等管理作業を実施し、草刈りや泥上げ作業を行っております。

農業者だけではなく、区長さんと連携して排水路に生活排水を放流している非農業者の方にも参加をしていただいている地区もございます。また、人力ではできないような場所につきましては、毎年土地改良区が予算の範囲内で業者に浚渫工事を発注し、適正管理に努めております。

管理作業の省力化の取り組みといたしましては、平成17年に本庄農林振興センターの指導に

より、上里西部土地改良事業区内の一部で、雑草防止や崩落防止、良好な農村景観を形成するためのグランドカバープランツの試験を行いました。ヒメイワダレソウと芝草のセンチピートグラスを栽植したのですが、繁茂する前に枯れてしまったりして、成果は思わしくありませんでした。その後、組合員の希望者にヒメイワダレソウの苗やセンチピートグラスの種を配布いたしました。これも思うように普及しませんでした。

平成19年度から平成23年度の5年間、国の補助事業である農地・水・環境保全向上対策事業により、藤木戸・五明農村環境保全の会と長浜・大御堂農村環境保全の会を組織し、グランドカバープランツを実施しましたが、育成や維持管理が難しく、継続的な取り組みに至りませんでした。

地区ごとにクローバーやヒメイワダレソウなどを植栽することについては、根づかず、繁茂せず、継続的に管理することは大変ですが、草刈りや泥上げ作業の負担を軽減させる方策として有効だと思われておるところでございます。

また、沓澤議員の言われたジオベストを使った舗装につきましては、のり面の浸食防止や雑草防止に効果があるようですが、施工の課題があると思われます。今後は本庄農振振興センターなどの関連機関と連携を図りながら、育てやすく管理しやすいグランドカバープランツやジオベストの調査研究を行っていきたいと思っております。

また、雑草が根絶してしまうような除草剤を水路の、のり面に散布いたしますと、崩落の原因となりますので、除草剤の使用方法なども広報やホームページで啓発してまいりたいと思っております。

近年、農村地域の高齢化、人口減少などにより、地域の共同活動で支えられている管理作業に支障を生じつつあり、水路などの地域資源の維持管理については大きな課題となっております。農林水産省の施策の一つに日本型直接支払制度があり、この制度の中に多面的機能支払交付金という補助制度がございます。農業用排水路の浚渫につきましては、この多面的機能支払基金の活用が可能か、本庄農林振興センターや土地改良区などの関係機関と協議をしていききたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 答弁ありがとうございました。

それでは、順次質問をさせていただきたいと思えます。

安心できる制度として、町民の実態調査アンケートの結果がまとまっているようでありませぬけれども、今回のアンケートによりますと、45.3%の方が在宅を希望しているということであ

ります。そういう中で、24時間の巡回型の介護訪問ができるように立ち上げていくということでありまして、24時間巡回というのは、現状のヘルパーさんのお話を伺いまして、非常に移動に時間がかかるということを聞いているわけなんです。

24時間で、この地域でこれだけ離れていると、移動が非常に難しいんじゃないかなと。それを構築していただけるのはいいことだと思いますけれども、参入していただける企業の見通しがあるかどうか、伺いたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この制度につきましては、今回改正されまして、町が責任を持ってやるという制度となっております。今後の上里町で地域包括システムを構築していく上でも、大変重要なサービスの一つであります。

要介護状態になると医療サービスを同時に必要とされることが多くなるため、医療と介護の連携を図って、訪問介護と訪問看護の両方を24時間で365日提供し、定期巡回と随時の対応を行うものであるわけでありまして。

この事業を始める際に、公募で事業者を募ることになりますが、国が実施したモデル事業からノウハウが得られておりますので、そういった事例を参考にすれば希望する事業者もあると思われるところでございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 在宅希望が45.3%ということでありましたけれども、一方で施設入所希望は何%位あったんでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 施設に入所希望は聞いていなかったということでございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） そうしますと、アンケートの設問自体が偏って、誘導されているんじゃないかなというふうな気持ちがするんですけど、いかがなんでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回のアンケート調査につきましては、基準に沿ったものをアンケート調査にやっておるわけでございますけれども、先ほどお話を申し上げましたけれども、上里

町独自のアンケート調査を追加いたしましたしてやったわけでございますけれども、施設の入所希望者というのは、アンケート調査の対象外となってしまった経緯があるわけでございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 設問の中に施設入所がなく、在宅の項目をいっぱい並べて聞いているならば、そちらの中で選ばざるを得ないという、そういう状況になって、在宅希望が高まるという結果ではないかなというふうな気持ちもします。

まず、これは第5期の介護保険策定に当たって町が行ったアンケートなんですけれども、将来に対する負担について、とても不安を感じるが14.9%、多少不安を感じるが50.4%もあるんですね。そういう項目は、今回の第6期ではなかったのかどうか。あったとすればどのような数字だったのかお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時19分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） このアンケート調査の結果につきましては、若年者の中にあつたそうですけれども、細かい点につきましては課長のほうから答弁をいたします。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 先ほどの御質問に御説明をさせていただきます。

若年者の内容でございますけれども、40歳から64歳以下のところの調査項目で、「あなたが介護の必要な状態となった場合、介護を希望する場所はどこですか」という設問がございます。その中で、介護が必要な状態になった場合には、介護を希望する場所を見ますと、「特別養護老人ホーム等の施設へ入所する」が25%です。何らかの形で、在宅で介護者を希望する割合につきましては59.3%となっております。

以上です。

続きまして、「不安がありますか」という御質問でございますけれども、健康や生きがいについてということで設問させていただいております。「あなたの現在の健康状態についてお尋ねします」ということで、健康状態について健康の方が41.4%、まあまあ調子がよいが27.9%

というアンケート結果が出てございます。

この中で、「あなたは日常生活全般を通して何か将来に不安を感じますか」ということで設問がございまして、日常生活全般を通して将来に不安を感じているか尋ねたところでございますけれども、「とても不安を感じる」が15.0%、「多少不安を感じる」が50.0%となっております。

とても不安を感じる、または多少不安を感じるという先ほどの回答された方の質問の中でございますけれども、当てはまる理由を3つ以内にということで設問がございまして、その中で生活するための収入や生活費のことが58.2%、あなた自身の健康に関してが57.1%、配偶者の健康に関してが40.7%ということで、上位ということになってございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔 1 1 番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 将来に対して不安を感じているという数値は、「とても」のところも「多少」のところもそれほど変わらない状況だなというふうに思います。収入面というのが非常に強く出ている部分が、やはり保険料や今後質問していきますけれども、利用料の負担が上がっていくというところに反映していくんじゃないかなというふうに思います。

のほうに移るんですけれども、 のところで町長は先ほど地域支え合いサービスを、利用者には多様なサービスを選んで利用していただくことになるというふうにおっしゃったと思います。国も専門的サービスと多様なサービスというふうに言っていて、専門的なサービスは有資格者による対応であり、多様なとなるとボランティアの方をお願いしていくということになると思うんですけれども、今上里町でボランティアをやっていただいている方も、ほとんどが高齢になっているわけで、そういう中で、そういうところだけで頼ってやっていけるのかどうか。

また、要支援1、2と言いましても、その人たちの人間としての尊厳を守りながら重度化を防ぐという、非常に専門的な関知での見守りが必要だと思うんですね。ヘルパーさんのお話を聞きましても、家事をしながら日常的な変化だとかそういうのをすばやく把握して対応していくという、そういう専門性が求められていくと思うんですけれども、そうしたことが分断されていくというふうに心配されるわけなんです。

そこで、今まで利用できたデイサービスであるとか専門的なホームヘルプサービスも含めた多様なサービスの中で、利用者が選び取ることができるのかどうか、お聞きしたいと思いません。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 要介護状態や要支援状態に至っていない60歳から70歳代の高齢者も非常に多くなってきておるわけでございますけれども、地域社会参加で機会を増やしていくことが介護予防につながっていくと、そんなふうにも思っております。

ボランティア活動を通したサロンや住民主体の運動教室や交流の場づくり、見守り活動など、比較的元気な高齢者による高齢者のための互助の精神が示されているのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

こうした介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者は、原則的に65歳以上に対して、その実績に応じて換金可能やボランティアポイントを付与しながら、介護保険料を納付したり地域の特産品と交換したり、実質的に介護保険料を軽減できる制度にうまく活用できればと、こんなふうにも考えておるところでございます。この制度のほかには、無償で行っているボランティア活動もあるわけでございますから、こういう人だけにとということも非常に難しい点もあるところでございます。

また、町が支える部分の多様なサービスにつきましては、通所介護につきましてはデイサービスで行っておるわけでございますけれども、通所型のサービスのA、B、Cとあるわけけれども、Aにつきましては緩和した基準によるサービス利用、ミニデイサービスだとか運動レクリエーションをやるとか、そういうものでございます。通所型Bのサービスにつきましては、住民主体による支援、地域サロンや先ほど申し上げましたボランティアによるサービスでございます。通所型サービスCにつきましては、リハビリ職に伴う保健師に通っていただいて、サービスをするということでございます。

今後ともサービスが低下しないように支援をしてまいりたい、このように思っておるところでございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 今現在も、介護認定をして要支援にも介護にも該当しない、けれどもアンケートをした結果、見守りが必要だろうと言われる人たちに対して、予防事業を行っていると思うんですね。今後、今現在要支援1、2の方はそのまま引き継いでいくとして、新規に要支援1、2になった場合は、そうした事業との整合性はどうなんでしょうか。

その事業はあくまでもその事業、要支援1、2はその方たちよりは介護認定の上で要支援になっているわけですから、やはり手厚く支援されるという、そういう判断でいいんでしょうか。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 詳細につきましては、課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 御説明させていただきます。

新しくなる地域支援事業でございますけれども、介護予防事業、先ほど町長が御説明した内容と、あとは包括的支援事業、2事業が従前ございますけれども、そちらにつきましても国の見直し後につきましては、包括的支援事業の内容と任意事業の2つに分かれるわけでございます。こちらにつきましては、包括的支援事業といたしましては、地域包括支援センターの運営で、ケアマネジメント支援の効果的実施のための会議の地域ケア会議の充実をとということとなっております。

それと、在宅医療・介護の連携の推進でございますけれども、地域医療の介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、 といたしまして在宅医療・介護連携に関する相談の受付等、 といたしまして在宅医療・介護サービスの情報共有支援、 といたしまして在宅医療・介護関係者の研修、 といたしまして24時間、365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築、 といたしまして地域住民への普及啓発、 といたしまして二次医療圏内関係市区町村の連携でございます。

それと、認知症施策の推進でございますけれども、認知症初期集中支援事業、認知症支援事業推進等設置事業、認知症ケア向上推進事業でございます。

それと、生活支援サービスの体制整備でございますけれども、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置ということでございます。

それと、任意事業につきましては、介護給付適正化事業と家族介護支援事業となっております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 今後は町に任されるわけですから、今までのように介護保険で全国一律のサービスとはまた変わってくるということなんですけれども、今までの予防事業の方たちとは、明らかに介護認定を受けて要支援となっているわけですから、その違いはどうなんですかということについて、再度お願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 先ほどの説明をさせていただきます。

見直し後につきましては、介護予防給付の要支援1と2の方につきましては、訪問介護、ヘルパーとデイサービスが、現行のサービスということと多様なサービスということで2つに分かれるということになります。

それとは別に、その他の生活支援サービスということで、第1号の生活支援事業といたしまして、といたしまして栄養改善を目的とした配食、といたしまして住民ボランティア等が行う見守り、といたしまして訪問型・通所型に準じる自立支援に資する生活支援ということで、訪問型・通所型の一体的な提供がございます。

それとは別に、介護予防ケアマネジメントでございますけれども、第1号の介護予防支援事業を実施することとなります。

それとは別に、一般介護予防事業といたしまして、といたしまして介護予防把握事業、といたしまして介護予防普及啓発事業、といたしまして地域介護予防活動支援事業、といたしまして一般介護予防評価事業、といたしまして地域リハビリテーション活動支援事業ということの内容につきまして、要支援1、2の方のヘルパー、デイサービス、こちらの移行に伴うサービスということでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 先ほどの答弁の中で、通所型デイサービスに準ずるという内容でありましたけれども、準ずるということは、いわゆる基準、施設のお年寄りに対する面積であるとか、あとそこに有資格者を何人配置しなくちゃいけないとか、ボランティアの手を借りることも必要かと思えますけれども、やはりそこに一定の有資格者を入れていくことは絶対必要だと思うんですけれども、町はそういう方向で検討しているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 先ほどのヘルパー、例えば訪問介護事業でございますけれども、こちらにつきましては、従来どおり国の基準の事業者によりますヘルパーと、多様なサービスにつきましては、訪問型サービスAにつきましては、緩和した基準によるサービスでございますので、例えば1人で見ると人員配置を、1人で例えば10人見ていたのが15人見られるとか、そういった形の緩和という形で、例えば家事援助とかについてNPOとか民間の事業者の方をお願いするようなサービス。

それと、訪問型サービスBにつきましては、家事援助などでございますけれども、ボランテ

ィアによりますので、国の基準よりも単価的には多分下がる単価かなというふうに思われますけれども、そういったサービスを提供させていただく形ということで、サービスの低下につながるような形の考え方を出していく形になるかなというふうに思われます。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 先ほど私がお尋ねしたのは通所型デイサービスに準ずる、いわゆる通所のほうで、「準ずる」ということですので、その通所の場所として基準をきちっと設けていく考え、やはり全部ボランティアじゃなくて、やはりそこに専門の方が何人は必要とか何割は必要とか、そういう基準を町は考えていますかということについてお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔 高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言 〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 御説明をさせていただきます。

先ほどのデイサービス、通所介護の内容でございますけれども、通所型サービスのAの内容でございますけれども、デイサービスよりもちょっと基準を緩和した形の中の、ミニのデイサービスとか運動レクリエーションなどを事業者を指定してお願いをしたいというような形で、サービスの低下につながるような形での考え方をしていきたいというふうに思っておりますけど、詳細については今後高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定委員会などの中でも多分議論されていくものではないのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 今までに決まった方は継続されるわけですがけれども、今後の認定基準として、今までの基準を変えずに、要支援1、2を減らしていく方向で、今までであれば要支援1ないしは2に該当した人を減らしていこうという、基準を変える、そういうことをやってほしくないというふうに思うんですけれども、そのことについては介護保険から外れてしまっても、町の事業の中で認定されない人よりも、要支援というふうに認められているわけですから、そのところを確認しておきたいと思います。

町は今までも、2人の職員が行ってきちっと判定をしているわけですから、上里町の判定はかなり厳格に行われてきているものと思っています。そこを崩すことがないようにお願いしたいと思うんですけれども、考えをお聞きします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この判定委員会に今の基準を下げて、もうその判定からなくしてしまうと、そういうようなことはしないと、そういうふうにもう後にもやっていきたいと、そんなふうにも思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 判定のところは、是非そのようにお願いしたいと思います。

それで、要介護1、2の方の施設入所のほうに移りたいと思うんですけども、なぜ特養がこんなに待っているか。上里町も30名以上の方が待機待ちという状況であります。今後の入所については、1、2の方については町が意見を添えなければ入れないというふうになっていくわけなんだろうけれども、今までもとにかく入所枠が狭いので、入るのはとても至難のわざで、何年も待っているという現状だと思うんですね。

要介護者の入所利用の多くは、もう見てくださる方がいない、家族がいない、老老介護であったりひとり暮らしだったりする場合がありますけれども、そういうのが今回の国の理由のところから落ちているんですね。

先ほど町長もおっしゃったように、虐待を受けている方だとか、そういう方は対象に入っているんですけど、項目にまだ入っていない部分なんです。そこは何としても必要じゃないかなというふうに思うんですけども、町としては近くにも親戚がいない、そうした方がこれからますます増えると思うんですけども、そういう方は優先特例の基準に入れていく考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども沓澤議員の質問に対してお答えをさせていただきましたけれども、特例という形の中で要介護1、2であっても、先ほども申し上げましたけれども、在宅生活を継続できないという観点から、認知症で日常生活に支障来す場合や深刻な虐待が疑われる場合、家族の支援が期待できない場合、そういった場合には特例で入所をさせていただきたい、そんなふうにも思っておるわけでございます。

先ほども沓澤議員のお話にもございましたけれども、非常に特別養護老人ホーム、入所待ちの方もあるわけでございます。そういった中で、重度介護を必要としている4号の人が入れない、そういう状況にあるわけでございますから、そういう方たちを優先して入所をさせていこうというのが考え方でございます。

先ほども申し上げましたように、特例というものは設けておるわけでございますから、そう

いう条件に合った人につきましては入所をさせるようにしたいと、そんなふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 何としても貧困が広がってしまっていて、年金が少ない中で、特養でなければ入れない。サービスつき住宅という介護施設ができていますけれども、月15万から20万くらいかかるようであります。そうしますと、やはり特養でなければ入れない人が圧倒的なわけなんです。

国はそうしたところを増やすように補助金をどんどん出しているわけなんですけれども、実際問題は、そういうところは空いていても入れない状況がありますので、やはり国に対してもそうした施設を増やすように働きかけていただきたいと思いますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今沓澤議員がおっしゃられたように、サービス住宅等はたくさん上里町はあるわけがございます。多額な費用がそういうところにかかっているわけございまして、特養以外に入れられない、そういう住民も非常に多いわけでございます。町内の特養施設におかれましてはご存じのとおり3施設、240名のところを、平成26年3月31日現在では、町内の特養の入所者は115名で、県の調査では平成26年4月1日現在の3施設の入所者は、先ほども申し上げましたけれども、32名待機しておるわけでございます。

そういった中で、1と2を合計しますと11名おるわけでございます。そういった意味で、今上里町でも特養老人ホームの90床の新規建設の申請が提出されておるわけでございます。先般も議会議員の皆さんにもご意見をいただきまして、それらを考慮しながら町も支援をしていきたいと、そんなふうにも思っておるわけございまして、12月には設置についての結果が出てくるということでございます。

できれば、議会ももちろんそうでございますけれども、その施設がもう一つ増やせれば、何とか待機者はいなくなっていくということございまして、町も支援をしていきたいと、そんなふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） この15年間で介護心中、介護殺人、こうした悲惨な事件が550件を超えているわけなんです。だから、やはり所得の少ない人でも最後まで尊厳を持って生活で

きる、そういうことを是非町は力を入れてほしいなというふうに思っています。先ほども第1、第2であっても外さないということをはっきりおっしゃっていただきましたので、是非その方向で引き続きお願いしたいというふうに思います。

介護保険料と利用料のほうに移りたいと思うんですけれども、これもやはり第5期の時のアンケート調査であります。介護保険料の限度額について、この設問に対して3,000円、「御自分が払える介護保険料の月額はどのくらいですか」というので、3,000円と答えている人が49.2%、4,000円と答えている方が6.6%、5,000円と答えている方が17.1%でありました。

こういう実態、今回もこれを聞いていると思うんですけれども、その結果はどうであったのか、まずはお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 詳細につきましては、担当課長から説明をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 介護保険制度の御質問でございますけれども、今回は金額のことはお聞きしてございませんでした。すみません、失礼しました。「今後自分が支払う介護保険料はどのくらいですか」ということで、第5期で金額のことはお聞きしていると思うんですけど、第6期のアンケートにつきましては金額ではなくて、介護保険制度についての考え方ということでございますけど、「介護保険サービスは現在の保険料で賄える範囲でよい」という形のアンケートが、お聞きしましたところ57.4%で、次に「介護保険サービスが充実するならば保険料が高くなるのもやむを得ない」というのが17.1%ということのアンケート結果が出ております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 前回も3,000円なら何とか頑張って払えるという、本当に町民の皆さんも無料がいいと簡単に言っていないんですよ。本当によく考えて、介護保険にお金がかかる、そういうことを踏まえて3,000円なら、という答えが圧倒的だったんです。その次が5,000円だったんです。

町長は先ほど、全国平均から比べれば安いというふうにおっしゃっていますけれども、上里町の住民の皆さんの生活実態は、こういう結果の中で第5期の保険料は決まったわけなんですね。4,430円ということだったんです。

今回はそれすらも聞かない。それで、本当に誘導だと思うんです。保険料はこれ以上、上げられたら困るというのは、誰もが言っています。だから保険料を上げるのか、サービスを増やすなら上げるぞと、そういう質問しかしないわけですよ。もうこれ以上、上げられたら生活できないとみんな言っています。ですからこれで仕方がないと、そういうことじゃないんでしょうか。

介護保険はそもそも、2000年に導入されましたけれども、介護を家庭から社会に移す、そういう目的だったんですよ。それで保険料やむを得ないというふうな形で来たと思うんですね。本来虐待であるだとか痴呆であるだとかというのは、福祉の仕事だと思うんですね。だけど、介護保険ができてから福祉予算は削られて、全部介護にお任せお任せで来たと思います。

だから、本当にそういう考えでいいのかどうか。これから高齢化がますます、団塊の世代が70歳を超えていきますので、そうした中で第9期介護保険までを見通して今回策定を進めていくと思います。当面第6期はそれほど内容的には変わらないものと思いますけれども、第9期を見通したときに、本当に介護保険制度が安心・安全な制度になっていくのか。国の試算だと8,000円を超えるという保険料なんですよ。払えるのかどうか。

町長は国に対して意見を上げる、そういう考えを持っておられないのかどうか、確認したいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話し申し上げましたとおり、全国平均は4,972円、町では4,430円、その全国平均からすれば安いですよというようなお話をさせていただいたわけでございますけれども、本庄市よりも安くなっているという実態もあるわけでございます。

近隣の市町村とも調整を図りながらやっていかななくてはならない、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、介護保険は共助の精神でございます。いつかは私たちもその介護保険で医療だとか介護にお金がかかっていくわけでございますから、ある程度はやむを得ない部分でもあるのではないかな、そんなふうにも思っておるわけでございますけれども、是非介護にかからないように、予防医療にも全力で取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

9期は非常に高齢者が最高にピークする年でもあるわけでございますから、これからだんだんそういった介護だとか医療に莫大な費用がかかっておるわけでございますけれども、だからといって税金を上げるわけにいかない、介護保険料を上げるわけにもいかないという中では、もう介護保険が破綻してしまう、そういうおそれさえ、今危機感を感じておるわけでございますから、多少のことはやはり、お互いに我慢し合いながらやっていかななくてははいけないのでは

ないかなと、そんなふうにも思っておるところでございますので御理解を賜りたいと、こんなふうにも思っておるところでございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 日本共産党では、お金の使い方であるとか集め方の提案をしています。富裕層にしっかりと負担をしてもらいましょうという提案をしています。町長はある程度の負担はやむを得ないという考え方を言われましたけれども、町民のアンケート実績からかけ離れていく介護保険料、今回は調査もされなかったようでありますけれども、国の試算だと、第9期になると平均が8,000円なんですね。それがある程度我慢できる内容なのかどうか。一方で、年金はどんどん減らされています。

そういう国の大もとの予算のあり方について、町長は仕方がない、我慢すべきだという立場なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） いろいろのアンケート結果によりますと、安いほうが誰だっていいに決まっているんです。私もそういった意味では安いほうがいいと思います。ただ、9期には8,000円になりますよと、そういう状況の中では、払えない人が大変、大部分になってしまうんじゃないかと、そういう懸念もあるわけでございますから、今後国のほうへも県のほうへも要望として、町といたしましても上げていきたいと、このように。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 利用料負担の2割負担につきましても、まだ国も詳細については検討中でありますので、是非あわせて要望を上げていただきたいなというふうに思います。

国会の審議の中でも破綻しているんですね。60万ぐらい余裕があるという試算を国は示したわけなんですけれども、全ての年金受給者が年金だけでは足りなくて、貯蓄を取り崩して生活している実態が国会の答弁の中でも明らかになっているわけなので、是非介護保険はもともと1割負担、これでも重い負担なわけですので、その辺の堅持を同時に上げていただきたいなというふうに思います。町長の答弁をお願いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回の保険の改正で、ある程度所得のある方は2割ということになっておるわけでございますけれども、それも含めまして国のほうへも要望していきたい、そんな

ふうにも思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 時間がないので、大きな2点目の障害者医療の助成についてお聞きしたいと思います。

65歳以上を過ぎてから、障害になられる方が上里町でも274名おられるということで、大変高い割合なんだなというふうに改めて思いました。

しかしながら、65歳誕生日前に障害を受けた方は助成の対象になるのに、本当に年齢でそこに差をつけるということに対しては、やはり障害があれば医療の頻度、病院にかかる頻度も高まるわけですし、先ほど町長は、後期高齢者医療にかかわれば個人負担が3割から1割になると言われましたけれども、1割になるということは町の助成も3割分から1割の2分の1に変わるということでもありますので、是非県はそのように移行しましたけれども、町の2分の1は残していただきたいなというふうに思うんですけれども、再度町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 65歳以下の方につきましては、今までどおりやらせていただくということでございまして、65歳以上の方におかれましては、年金なんかも貰えてくる、そういう時期にあるわけでございます。今までは3割かかっていたものが、後期高齢者と同じに1割で負担できるということでございますので、その辺のところも御理解をいただきたいというふうに思っております。

県もそのように考えておるわけございまして、これをまた町だけやっていくということになりますと、非常に今年は200万でございますけれども、年々倍々と増えていくわけでございますので、その辺のところは1割負担、65歳以上になってから精神障害になった方につきましては、1割負担ということで御理解をいただければ、そんなふうには思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 障害を持っている方がやはり病院にかかる割合というのは、健常者よりも高いと思うんですね。それで、町長は年金も貰えるというふうにおっしゃいましたけれども、年金は減る一方です。上里町の年金受給者の平均額というのはどのぐらいなのでしょう。

私もそれはちょっと調べ方がわからない、全国平均は出ていますけれども、わからないわけ

なんですけれども、把握してましたら教えていただきたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 平均の年金受給額につきましては、ちょっとわかりませんから、後で調べて御報告をさせていただきたいと思います。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 今年度65歳を過ぎた方の医療費負担が町で200万ということでありました。当面、高齢化が進みますので、また障害者になる方の割合にもよりますけれども、増えていく可能性はもちろんあると思います。ある一定の水準まで行ったら、また下降していくんだと思いますけれども、しかしながら、たまたま高齢が団塊の世代でたくさん同じ年齢層がいる世代だからだめなんですよと。あれもだめですよ、これもだめですよというのは非情じゃないかなと。

どんな年齢になっても必要なものは必要、誕生日の前であれば認められて、後であれば同じ障害でも認められないというのは、公平の観点から言っても納得できないなというふうに思いますけれども、再度その点について町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） いよいよこれから高齢化の世代を迎えまして、そういう方も確かに増えてくることは事実でございます。ただ、誕生日で決められるわけでございますけれども、65歳を境に決められるわけでございますけれども、公平の観点から、2、3日前に生まれた人は対象になりますよ。しかし、今日生まれた人は対象にはなりませんというのは、確かに公平感から欠ける部分、そういう部分もあるわけでございますけれども、どこかで区切りを切らないと、これも、じゃどこでやるんだということになるわけでございます。

町の財政も厳しい折でございますので、ひとつその辺のところは御理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 理解はなかなかしがたいんですけれども、時間がないので3番目の農業用排水路の維持について伺いたいと思います。

町もいろいろとヒメイワダレソウなど、また芝生なども植えてきた経過がありますけれども、なかなか成功に結びついていない。その理由としては、やはり一部分であったり、希望者に配

も思っておるところでございます。

対象になっても金額は決められておるわけでございます。先ほども申しましたように、他は3,000円とか4,000円とかという、そういう決まりがあるわけでございますので、そこまでいっばいまでの補助金が出るかどうかわかりませんが、これもひとつ研究をしてみたい、そんなふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 補助金を検討していただけるということで、大変ありがたく思いますけれども、まずは草を全部のキ口数植えるのにどの位かかるのか、ジオベストだったらどの位かかるのかという試算も、是非やっていただきたいなというふうに思うところです。時間もないので、これで質問を終わりますが、最後に答弁をお願いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 予算上で全部一度にのり面をできるかどうか、全くわからないわけです。参考までに申し上げますと、土地改良をやった面積ではなくて距離数が5万9,000メートルもあるわけでございます。上里土地改良区が5万9,000メートルで、西部土地改良が1万3,800メートルもあるわけでございます。それを一度にやるということはとても不可能でございます。

今、浚渫なんかもやっておりますけれども、基本的には60センチの幅の浚渫で1メートル2,000円かかるわけですよ。大きい柵渠によりますと、2メートルから2メートル50ぐらいあるわけでございますから、莫大な費用がかかるわけでございます。どうしても人力で足りないところはそういう形の中で、少しずつではございますけれども、土地改良区のほうでそれらを機械によって、泥上げ作業もやっておるわけでございます。

是非このジオベストにつきまして研究をさせていただく価値があるかな、そんなふうにも思っておるわけでございますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時30分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1 番飯塚賢治議員。

〔 1 番 飯塚賢治君発言 〕

1 番（飯塚賢治君） 皆さん、こんにちは。

議席番号 1 番、公明党の飯塚賢治です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

質問事項は、1、地域包括ケアシステムについて、2、消費者教育の充実についての 2 項目です。順次お伺いしますので、御答弁のほどよろしくお願ひします。

それでは、初めの質問、地域包括ケアシステムについてお伺いします。

近い将来のことですが、病院に長期入院する高齢者が増えれば、必要な治療を受けられない人が増えてまいります。高齢で認知症や慢性疾患を抱えても、地域で暮らせる仕組みは全ての国民にとって急務となっています。

全世帯に占める高齢者のみの世帯の割合は、2025年には26%に高まると予想されていますが、厚生労働省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が7割を占めており、政府は在宅介護を軸に整備していく考えです。そこで、超高齢社会に対応するための医療・介護・予防・住まい・生活支援が、住み慣れた地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めていかなければなりません。

介護保険法等に基づき、高齢者自身が必要な支援、サービスを選択し、利用しながら、要介護状態にならないための予防や能力の維持向上に取り組むことが特に重要になってきます。そのためには、高齢者自身がセルフケアに努めることはもとより、こうした高齢者を支える地域の多様な主体による情報提供をはじめ、介護予防サービスの提供体制を計画的に整備していく必要があります。

大切なことは、地域の医療・介護等の公助や共助の体制整備とともに、自助や互助の体制強化を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後関係者間の意識の共有を図りながら、町民運動として展開させていくことが重要と考えます。

そして、5つのサービスを必要に応じて届けられる体制ができれば、大病を患った方が早く退院し、リハビリ施設などを経て再び自宅で生活できるようになり、支援を必要とされる方も予防訪問介護等を受け、明るく自宅にて生活することができます。具体化するには、市町村の力量が問われるということであり、私としてもしっかり取り組んでまいりたいと決意しているところであります。

そこでお伺いします。消費税増収分を活用した県の基金で財源の確保がなされるとして、配分に当たっては地方自治体の取り組みと密接に連携とありますが、どのように町に割り当てられるのでしょうか。財源の確保についてお伺いします。

国では、2025年には医療・介護の人材が100万人不足すると言われており、介護職員の処遇

改善や介護従業者のキャリアパスの構築を検討することをはじめ、超高齢化社会を担う人材発掘として、介護の仕事の深さや尊さを学んだり、現場での体験学習など、学校教育の一環として介護という仕事に従事することへの興味を深めるような取り組みは必要なことだと考えます。

また、必要なサービスを提供するには、地域包括支援センターの調整役が期待されるわけですが、生活支援コーディネーターの配置や介護福祉士の資格取得の啓発、地域包括ケアのまちづくりを進める地域リーダーとして、社会福祉士の積極的活用など、現状より多数の幅広い人材の確保が不可欠となりますが、町長のお考えをお伺いします。

次に、ボランティアポイントの導入について伺います。

元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。現在各自治体で進められているものは、高齢者の介護支援ボランティアと呼ばれるもので、あくまでも介護予防を目的とした65歳以上の方が、地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するもので、貯まったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払に充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあるようです。

その際、財源として自治体の裁量により、地域支援事業交付金の活用が可能です。これは、今町で行っている事業の有償ボランティアの制度と重なるところがあると思いますが、介護予防を目的という意味で導入を望むところですが、町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、サービスの確保についてお伺いします。

在宅医療、介護を支えるサービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、さらには訪問看護などのサービスが必須となっています。市町村ごとに見ると、サービス提供体制には大きな格差があると言われていています。また、新しい地域支援事業については、総合事業として再編させることとなりますが、現行の予防訪問介護、通所介護に加え、多様なサービス類型の設定は、町のニーズに応じて設定するようになります。これらのサービスの確保についてはどのように進めていくのか、町長にお伺いします。

2点目の、消費者教育の充実についてお伺いします。

近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化・複雑化している中で、子どもや若者が1人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期から消費者教育を充実させることが喫緊の課題になっていると考えます。

本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によると、13年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5,000件と、9年ぶりに増加に転じ、42都道府

県で12年度を上回る結果となっています。

消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、人口の伸びを大幅に上回るペースで増えているのが大きな要因と分析しています。そのほか、未成年に関する相談件数が、2010年以降毎年度約2倍のペースで増加していることも問題となっています。

最近では、子どもが親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけているのが現状です。2012年に施行された消費者教育に関する法律で、市町村の努力義務とされている消費者教育推進計画の策定について、町としてどのようにお考えなのかお尋ねします。

次に、茨城県水戸市では、増え続ける消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上を目的とする水戸市消費生活条例を施行しました。この条例は、市や事業者、事業者団体のみならず、消費者や消費者団体の責務も明らかにし、一人一人が消費行動に責任を持つ自立した市民による消費者市民社会の実現を明記、こうした条例は全国でも珍しく、注目を集めています。

昨年度、市の消費者センターに寄せられた2,500件の相談に基づく被害額は約11億円、相談者の3割は65歳以上の高齢者ですが、ネット関連のゲーム利用料や架空請求など、被害は小学生にまで及んでいるようです。

平成25年度先駆的プログラムの実績として、熊本県玉東町では、地域の実情に応じた教材を作成し、町内小学校の5、6年生及びその保護者を対象として、お金の計画的な使い方について考えるワークショップ及びアンケート調査を実施。同じく長洲町では、町内小学校の4、5年生とその保護者を対象に、金銭管理ができる家庭を育てるとともに、消費者トラブルや多重債務の未然防止につながるための講座を実施しています。そこで、上里町において消費者教育を学校の授業の一環として取り入れることについてお伺いします。

また、消費者白書にトラブルになりやすい商法の例が出ておりました。具体的には、点検商法といって、布団のダニの点検に来た。無料で耐震診断をしてあげるなどと言って家に上がり込み、このままでは危ないなど不安をあおり、販売や工事契約するもの。SF商法と言いまして、健康によい話をすると行って人を集めて、最後は高額商品を買わせ、後に連絡がとれなくなるなど、17例が上がっています。

私自身、過去をたどれば、引っかけ買って買わされたことが幾つかありました。全国では、2013年の1年間の消費被害トラブル額は約1,010万件、被害件数に対し約6兆円と推定されています。こうした事態を考えますと、上里町の皆様が学んでいく施策として、消費者教育講座の実施について必要性をお伺いして、壇上からの質問を終了します。

議長（植原育雄君） 1番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 飯塚賢治議員の質問に対して、順次お答えをさせていただきます。

1番の地域包括ケアシステムについてのお尋ねのうち、財源の確保についてでございます。

日本は世界に誇る長寿国であります。最近では平均寿命とは別に、健康寿命というものが着目されるようになりました。健康寿命とは、介護を受けたり寝たきりになったりせずに、健康で自立した日常生活を送ることのできる期間のことでございますが、厚生労働白書では、平成22年、2010年の男性の健康寿命は70.42歳、女性健康寿命は73.62歳であり、この健康寿命が過ぎた75歳ごろには、男女とも何らかの介護サービスを受けていることとなります。

こうしたことから、国では団塊の世代の方々が75歳以上となり、介護サービスの需要が急激に伸びると予想される平成37年、2025年を目途に、それらの方々が重度な介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで維持できるよう、介護サービスだけでなく医療、介護、予防、生活支援、住まいなどのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務であるとしておるところでございます。

地域包括ケアシステムは、第5期介護保険事業計画（平成24年度から26年度）から開始されましたが、現在は策定中の第6期介護保険事業計画、27年から29年において、平成37年2025年度までの中期的な視野に立って取り組みを本格化させると位置づけておるところでございます。

今回の介護保険制度改正では、病気になったときの高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、医療・介護の統合的な計画の策定に向けた措置として、医療・介護を対象とした新たな財政支援制度基金が創設されるわけでございます。

これは、消費税増税分を財源として活用した基金を都道府県につくり、都道府県が計画を策定し、市町村と連携・協働しながら、病床の機能分化・連携のために必要な事業、在宅医療・介護の連携のために必要な事業、医療従事者等の確保、養成のための事業などを行います。今年度はまず医療分野を対象とし、介護分野については平成27年度からスタートとなるわけでございます。

介護分野の在宅医療・介護の連携のために必要な事業では、地域包括ケアシステムの構築に向けた定期巡回、随時対応サービスや小規模多機能型住宅介護などを着実かつ計画的に進めるよう求められており、の医療従事者等の確保、養成のための事業では、医師や看護師、介護従事者の人材確保方策全般について多様な人材が参入できるよう、きめ細かい配慮や資質の向上や勤務環境改善など、多岐にわたり取り組むことが求められております。

ただ、対象事業のさらに詳細な内容や基金の財源規模につきましては、国の平成27年度予算

編成過程で検討していくとしか、現段階では示されておりません。こうした基金をうまく活用していくことが、消費税増収分を地域の住民に還元していくことにつながりますので、今後事業の着実な実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、必要な人材確保についてでございます。

地域包括ケアシステムを構築していくために、さきにも述べましたが、地域包括支援センターが中心となり、現在行っている地域支援事業の枠組みを活用し、医療・介護の連携や認知症施策、地域ケア会議の実施、生活支援の体制整備などに取り組む必要があります。

地域包括支援センターでは、これら業務量の拡大に加えて、町の平成25年度末の第1号被保険者数は6,592人ですが、推計では平成37年度の町の65歳以上高齢者は9,501人と、高齢者数の増加が予想されることから、従来事務である相談件数も増加していくと思われま

す。地域包括支援センターは町の直営で、人員配置基準は第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を各1名配置することとなっているため、この基準に基づいて業務量を勘案しながら、現在保健師2名、パート保健師1名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士1名の5名を配置しておりますが、今後はこうした理由から、各専門職の増員が見込まれておるところでございます。

また、見守りや外出支援、家事支援などの生活支援サービスの充実に向けて、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を置くこととされておりますので、その配置について検討してまいります。生活支援コーディネーターについては、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や発掘などの地域資源の開発や、そのネットワーク化なども行います。

介護従事者の人材確保につきましては、国の試算で団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、最大250万人の介護職員が必要とされておりますが、多様な働き方や機能に応じたキャリアアップの実現や、介護福祉士の専門性と社会的評価の向上、勤務環境の改善などが必要なため、さきにも述べましたが、都道府県につくられた消費税増収分を財源とした基金を活用し、都道府県が作成した計画に基づき、県と連携・協働しながら、医療従事者等の確保・養成のための事業などに取り組んでまいりたいと考えております。

そして、さらに職業の選択肢としての動機づけのため、小学生の児童に向けた情報提供や啓発、現在行っている中学生の職場体験における施設見学や介護体験などを充実させていくとともに、人材確保には有効ではないかと考えておるところでございます。

次に、のボランティアポイント制度についてでございます。

この制度は、自治体が介護予防を兼ねて介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者（原則65歳以上）に対し、その実績に応じて換金可能なポイントを付与し、介護保険料に充てたり地域の特産品と交換したり、介護保険料を実質的に軽減する制度でございます。

町では現在、これと似ている制度で、社会福祉協議会が高齢者等生活応援隊の事業を実施しております。この事業は、利用会員として登録をしたひとり暮らし高齢者と高齢者世帯等が、協力会員として登録したボランティアにサービスを依頼した場合、その対価として1時間500円の商工会の商品券を支払うというものでございます。

平成26年6月30日現在の利用会員登録者数は57名、協力会員登録者数は28名で、利用したい会員が協力会員を上回っているため、今後協力会員を増やしていくことが課題となっております。依頼内容は、部屋の掃除が36%、庭の手入れ、草むしりなどが33%、調理が28%、買い物代行など3%となっておりますのでございます。

今回の介護保険制度改正では、介護保険の予防給付から地域支援事業に移行するホームヘルパーなどの介護予防訪問介護で、ボランティアなどによるごみ出し等の生活支援サービスを創出していくことが求められておるところでございます。

また、介護予防を兼ねて退職後に現役時代の能力を生かした活動を希望している方や、地域貢献活動を希望する比較的元気な高齢者の方に、生きがいをもって社会参加をしていただくことが求められておるところでございます。

町で算出した推計では、平成37年度の人口は3万1,088人、65歳以上高齢者は9,501人、高齢化率は30.6%となっております。約3人に1人が高齢者となり、高齢者が高齢者を支えるボランティア活動がどうしても必要になってくるのではないかと考えております。したがって、今後は既存のサービスと整合性を図りながら、導入に向けて研究をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 のサービスの確保についてでございます。

平成26年3月末の第1号被保険者の要支援1の人数は131人、要支援2は138人で、合計269人ですが、このうちホームヘルパーなどの介護予防訪問介護とデイサービスなどの介護予防通所介護を合わせた利用件数は、要支援1が83件、要支援2が101件でございます。

これが、今回の介護保険制度改正で市町村が事業主体となって実施している地域支援事業に移行となり、それぞれの訪問型サービスと通所型サービスとなります。そこで、現行のサービスに相当するサービスに加え、ボランティア、NPO法人などの多様な担い手による多様なサービスを創出し、要支援者に掃除、洗濯、機能訓練や集いの場などの生活上の支援を提供することとなります。

その単価や利用負担割合などは、サービス内容に応じて国が定める額を参考に、市町村が決めることになっておるところでございます。町では、今後他の自治体と大きな差が生じないよう、情報交換をしながら新しいサービスの創出に向けて取り組んでまいります。

また、第6期介護保険事業計画を策定する上で、地域包括ケアシステムの構築のために重点

的に取り組むべきこととされている、在宅医療・介護連携の推進において中核的な役割を担う重要なサービスとして位置づけられておるものが、24時間、365日定期巡回・随時対応サービスであります。

このサービスは、毎日日中・夜間を通じて短時間、複数回の介護や看護の両方の訪問をし、利用者の生活全体を支えることによって、高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で在宅生活を継続することを可能にするものでございます。

今後、施設に入れない重度の要介護者や、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加していくことや、多くの高齢者が、介護が必要になっても、最後まで現在の自宅での生活を希望していることを踏まえると、必須のサービスと言えると思っております。

さらに、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護といった単独のサービスを組み合わせ提供するのではなく、利用者の状態に合わせて、通い、訪問、泊まりのサービスを一体的に提供できる小規模多機能型居宅介護についても、地域包括ケアシステムの構築のために在宅生活を支援するサービスとして期待できるものでございます。したがって、町では今年度策定いたします第6期介護保険事業計画で位置づけ、推進していくことが重要であると考えておるところでございます。

次に、2番の消費者教育の充実についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

の消費者教育の推進計画についてと、消費者教育講座の実施については関連がありますので、一括で答弁をさせていただきます。

平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者教育の定義や基本理念、国、自治体の責務等を定めるとともに、消費者教育推進のための計画や協議会の設置を義務づけ、さらに国や自治体の予算措置、教材の充実や、教員や消費生活相談員等の研修の充実といった基本的な施策について定められました。

平成26年7月1日現在の都道府県消費者教育推進計画等策定状況は、策定済みが11都道府県で、埼玉県は策定されておられません。町の消費者教育推進計画につきましては、消費者教育を推進するため、県や近隣市町の状況を見ながら検討をしてみたいと思っております。また、消費者教育推進地域協議会につきましては、関係機関・関係団体と連携と図りながら、調査研究を進めてみたいと考えております。

町の消費生活相談の取り組みといたしましては、専門的な知識を持った相談員を2名配置し、消費生活相談窓口を毎週火曜日と金曜日に開設しております。また、本庄市では毎週月曜日、水曜日、木曜日の3日間窓口を開設しており、児玉郡市内の消費者が月曜日から金曜日まで相談ができる体制になっております。これとは別に、熊谷の消費生活センターでも相談を受けており、消費生活センターのトラブルに対する速やかな対応に努めておるところでございます。

上里町の窓口で受け付けた相談件数は、平成23年度が86件、24年度が114件、25年度が131件で、本庄市の窓口で受け付けた相談件数は、平成23年度が159件、24年度が192件、25年度が227件となっており、増加傾向にあります。相談者の年齢は50歳以上が65.4%と大半を占めており、相談内容は有料サイト、スマートフォンや光回線などの通信契約、詐欺的投資、多重債務、送りつけ商法など多岐にわたっております。

平成22年度から地方消費者行政活性化基金による、埼玉県消費者行政活性化補助金を活用した事業を実施しております。消費生活相談体制整備事業では相談員の人件費の一部を、地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業では、消費者教育推進のための啓発物品などの作成を行い、補助金を友好的に活用しながら消費者行政の活性化を進めているところでございます。

中学生が消費者トラブルに遭い、お金を請求されたりする事件が増えていることから、平成25年度に啓発パンフレットを作成し、中学校の全校生徒に配布させていただき、携帯電話やパソコンのインターネットを通じてトラブルに巻き込まれないように啓発を行いました。

近年、高齢者を狙った悪質商法が多発する中、地域で啓発活動を行う消費者被害防止サポートを育成し、活動しております。活動内容は、催眠商法やオレオレ詐欺などを題材に作成した寸劇を老人クラブ連合会大会や社会福祉協議会の交流会、地区の敬老会などで披露し、消費者被害の防止を図っておるところでございます。

消費者教育講座につきましては、福祉部門や教育委員会との連携を図りながら検討したいと思っておりますが、消費者被害防止サポーターの寸劇なども活用できればと考えておるところでございます。

の学校の授業の一環として取り入れることについて、 の消費教育講座の実施については、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 飯塚賢治議員の2、消費者教育の充実についての御質問にお答え申し上げます。

まず、 の学校の授業の一環として取り入れることについてでございます。

現在、小学校では低学年の生活科や5、6年生の家庭科などの授業を通じて、消費者教育に取り組んできております。例えば、家庭科では物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えることや、身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できることなどを授業として指

導しております。

中学校では、社会科や技術家庭科を中心に消費者教育に取り組んでいるところでございます。特に社会科では、3年生の政治経済の仕組みを学ぶ公民についての学習において、金融の仕組みや働き、消費者の自立の支援などを含めた消費者行政の仕組みを指導しております。

また、技術家庭科の家庭科の学習において、自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解させることや、販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資、サービスの適切な選択、購入及び活用ができるよう指導しているところでございます。

さらに、消費者トラブルの未然防止として、中学校の家庭科では悪質商法などの消費者トラブルの例を通して、消費者契約法やクーリングオフ制度などの消費者トラブルを防ぐための方法や解決方法についても、あわせて指導をしているところでございます。

今後とも、児童・生徒が自立した消費者として主体的に行動できる能力と態度を身につけられるよう、関係機関と連携を図りながら消費者教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、消費者講座についてでございます。

地区公民館では、子どもから高齢者まで全ての年代を対象とした主催事業、成人を対象としたサルビア学級、高齢者を対象としたせせらぎ大学の3つの学級講座を、それぞれ年間7、8回講座開催しております。どれも地域に密着した事業であり、気軽に参加し、学べるという特徴がございます。

消費者教育の講座としては、単独では現在開設しておりませんが、講座、学級の開校式や閉校式の中で振り込め詐欺、交通安全、靈感商法等の講話を実施しております。今後は県消費者生活支援センター、警察、産業振興課などの関係機関と連携を図り、これらの学級講座の中に消費者教育をテーマにした講座を組み込んで実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） 御答弁まことにありがとうございます。

地域包括ケアシステムのほうで再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めのほうは、人材の確保についての中身なんですけれども、必要な人材としてリハビリ専門職の役割というのがとても重要になってまいりますけれども、リハビリテーション活動支援事業などにあっては、薬剤師さんとかPT、OT、STなどに加え、鍼灸マッサージ師などの、現在介護の予防現場でサービスに従事している人材を活用していくことについて、どの

ようにお考えになられるかお聞きいたします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回の介護予防制度の改正によりまして、リハビリテーション専門職を活用した介護予防の強化が図られることになり、市町村が事業主体で実施する地域支援事業の中の一つのメニューに、地域リハビリテーション活動支援事業が新規に設けられたわけでございます。

この事業によりまして、地域ケア会議やサービス担当者会議のリハビリの専門職が参加することで、疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しが立てやすくなることや、またリハビリの専門職が住民運営の通いの場に定期的に関与することで、障害や関節痛があっても可能な運動方法の指導ができて、継続的に参加してもらえることといった効果が期待をされておるところでございます。

埼玉県の支援体制といたしましては、北部、秩父地域では熊谷市の関東脳神経外科病院が、県がサポートセンターに指定し、ここからリハビリの専門職を派遣してもらえることとなっておりますので、これからも活用して事業に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長（植原育雄君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） 2点目なのですが、サービスの確保についてというところでお聞きします。

認知症とその予備軍を合わせると、65歳以上の4人に1人に上っていると聞いていますが、認知症の方たちは医療、介護、福祉の包括的な支援を必要としています。今後、ますます増加すると思われます。認知症は早期発見、早期対応が大切ではないかと考えますけれども、今や日本だけの問題ではなく、世界中に急増すると予想されており、昨年12月にG8、主要8カ国で初めての認知症サミットというのが開催されました。

進行を抑える薬というのは開発されていますけれども、完治する薬はまだないとのことで、今のところ認知症は予防が一番大事となっていますけれども、町では認知症予防という取り組みはどのように行っていくですか、お伺いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 認知症の予防をどういうふうにするかという御質問でございますけれども、認知症になると計画力、注意分割、エピソード記憶の3つの機能がまず低下してきます

ので、普段からの3つの機能を鍛えておくと、認知症の発症を遅らせるというふうに言われております。

認知症の前段階であるMCI、正常でもない、認知症でもない、正常と認知症の間におる方でございますけれども、そういう方が全国で65歳以上の高齢者2,874万人に対して、13%の約380万人と推計をされておるところでございます。

先ほど申し上げましたMCIから認知症に移行し、病院から認知症と診断されるまでは、5年から10年位かかるそうでございますので、このMCIの段階で認知症の予兆を発見でき、今説明いたしましたように予防法を心がければ、認知症にならずに済む可能性が非常に高くなっておるわけでございます。

このため、大学や民間会社には、スクリーニングと呼ばれておる簡単な検査で、その予兆を発見できるシステムづくりが進められておるわけございまして、幾つかの自治体では導入され始めたという話も聞いておるわけでございます。今後はその実績を見極めながら、最適な方法を検討して導入していくことが予防につながると考えておるところでございます。

議長（植原育雄君） 1番飯塚賢治議員。

〔1番 飯塚賢治君発言〕

1番（飯塚賢治君） まことにありがとうございました。

この地域包括ケアシステムという事業は、上里町におきましてとても重要な位置づけであるというふうに考えます。総力を挙げて是非ともレベルの高い地域包括ケアシステムの構築を目指していくことを願い、私の質問を終わります。

議長（植原育雄君） 1番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番猪岡壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

4番（猪岡 壽君） 4番猪岡壽でございます。

通告どおり、3件の一般質問をさせていただきます。

私が質問させていただくのは、1番目が高齢者福祉サービス敬老記念品の件について。敬老記念品の配布の見直しについてということであります。

それから、2番目は高齢者の見守り活動について。 といたしまして、見守り活動に対する民生児童委員と区長の連携についてということであります。

3番目は防犯活動の助成についてということで、 防犯パトロール活動協力者に対しての助成についてということであります。

この3つについて質問させていただきます。

まず初めに、敬老記念品の配布についてということで質問させていただきます。

現在、75歳以上の町民に対し、町が9月の敬老の日、15日ですが、に合わせ記念品を配布している事業ということであります。ですから、毎年もうちょっと経ちますと各民生委員の自宅に高齢者いきいき課のほうから記念品を持っていくという形になっております。記念品の配布につきましては高齢者いきいき課が所管して、同課で発行する配布表と一緒に、民生委員に対して担当する地域の該当者に配布しているということでございます。

記念品の内容につきましては、上里町商工会が発行している500円の商品券1枚と、敬老を祝福する町の挨拶状が添付されているものでございます。以前の記念品につきましては、日持ちするかつおぶしのパックですとか膝がけというものでございましたが、多分町の予算が年々厳しくなる中で、現在は1人当たり500円の商品券ということになったのであろうと思います。

1人当たり500円という商品券でございまして、対象者が3,000人を多分今は超えているというふうに思いまして、総額では町の予算として158万ぐらいの予算が組んであるということでございます。

それで、この対象者は年々高齢化とともに増えていくことでありまして、同じ方法で支給いたしますと、総額は年々増えていくということになります。また、高齢者に対してはこの記念品のほかに長寿祝い金というのが給付されております。77歳5,000円、80歳7,000円、85歳1万円、88歳2万円、99歳3万円、100歳の方には5万円というふうに長寿祝い金が給付されております。総額では628万円になると思います。

そういったことで、この記念品については、長寿祝い金というものが配布されるということもありまして、ちょっと費用的にも1人当たり500円という少額であり、費用対効果から見ても効果的にはちょっと薄いんじゃないかなと思ひまして、見直したほうがよろしいんじゃないかなということでございます。そこで町長にそのお考えをお聞きしたいというふうに思います。それが第1点でございます。

それから、2番目につきましては、見守り活動に対する民生児童委員と区長の連携についてということであります。

現在、65歳以上のひとり暮らしの世帯の見守り活動は、民生児童委員が町民福祉課指導のもと主に行っている事業であります。この内容につきましては、月に1度程度その家庭に自宅訪

間をしているということでもあります。特に、7月から11月は強化月間ということもありまして、県のほうに報告する事業にもなっております。

しかしながら、これから先、高齢化が進む中で、65歳以上のひとり暮らし世代と75歳以上の世帯、これはどんどん増え続けていくということが予測されます。そういった状況の中で、孤独死防止や熱中症予防、交通事故防止、または振り込め詐欺防止などを目的とした見守り活動は、ますます重要な活動であると思います。

しかしながら、現在の民生児童委員を中心とした見守り活動だけでは、民生児童委員1人当たりの負担が大きくなり、十分な活動ができなくなるということが予測されます。そこで、もっと民生児童委員と地元区長が連携した体制が必要になるのではないかなと思います。無論、隣近所の皆さんの見守りに対する協力を得ることが大変重要なことでもあります、区長さんに協力を得るとということが大変重要なことであると、私は思っております。

私も、6年の民生児童委員と、今4年目の区長を経験いたしました、民生児童委員と区長の連携がまだまだ薄いようなことがあると思っております。そこで、地元区長の協力を得るには、個人情報の問題もありますけれども、65歳以上のひとり暮らしの情報を区長に伝えて、いざというときに協力を得るとということが大変必要になるのではないかと思います。

区長さんには、助け合いマップ等をお渡しはしてあるんですが、なかなかちょっと見ているような状況で、なかなか自分のところにひとり暮らしの人が、どんな人がいるのかということがなかなか把握できないような状況もあると思います。

そこで、年に1回程度、民生児童委員協議会と区長会が見守り活動をテーマにした合同会議や研修会を行い、見守り活動に対する意識と連帯を深める必要があるのではないかなと思います。これを実現させるには、民生児童委員協議会と区長会を担当する役場の総務課と高齢者いきいき課が、縦割り組織を乗り越えて先導させていくべきであると思いますが、町としてはいかがお考えですか、お聞きいたします。

それから、3つ目といたしまして、防犯パトロールに対する助成についてということでもあります。

今や、ボランティア活動で防犯パトロールに参加している方は、町全体で540人ほどいるようでございます。これは傷害保険に申請している方の数でございます、実際にはもうちょっといるかもしれませんが、約580人いるということでございます。

防犯パトロールの実施方法は地区によって異なりますが、小学生の下校時に合わせて行っている地区が多いと思います。私も地元で下校時と夜間パトロールを週1回参加しておりますが、夏は暑い中、本当に大変です。3時から3時半という、まだ暑いときは35度ぐらいのような中で、子どもたちを待っております。それから、冬は風が吹いて大変寒いということで、そう

いう中、結構な大変な仕事だということでございます。

そして、この物騒な世の中、いろいろな事件が発生しておりますが、上里町では今まで小・中学生を巻き込んだ大きな事件は発生しておりません。ボランティア活動の皆さんの防犯パトロールが抑止になっているのではないかなというふうに思っております。ただ、このところ変質者の出現や未遂事件が数件発生しておりますということもありまして、これから先、防犯パトロールは強化する必要があると痛感しております。

この防犯活動に対する町の助成は、参加者の傷害保険の7割を町のほうで負担していただいているということと、防犯用具を支給していただいているということですが、各地域では、区長さんがこれは中心になってやっているんですが、防犯活動参加者に対する慰労を行っております。地区によってその慰労の方法は違いますが、年に1回あるいは年に2回行っているというところもあります。そして、その費用は各地区の町内で賄っておるのが現状ではないかと思えます。それで、各町内も資金は豊富ではありません。そういう中で、防犯活動の協力者に対して、いろいろと慰労を行っているというのが現状でございます。

そこで、神保原区長会では以前より各町内の財政面を考慮いたしまして、傷害保険の3割を補助しております。ですから、神保原町内のパトロール隊員の傷害保険は、全額町が7割と各神保原地区で3割ということで、全額負担されているということでございます。

それと、神保原区長会では、年間、防犯パトロールをやっている方に1人1,000円当たりの助成を年度末に行っております。大変各地域の区長さんは助かっているのが現状であると思えます。

そこで、町でも傷害保険の補助と防犯用具の支給だけでなく、たとえ少しでも金銭の助成をしていただければ助かると思えます。そうすれば、また防犯協力者がちょっと今のところ少なくなっておりますので、そういった防犯協力者も多くなってくるのではないかなと思えますし、防犯活動に協力していただいている慰労にもつながるということでございます。

そこで、町も財政が大変厳しい中ではありますが、安心・安全な町づくりに貢献している防犯パトロール協力者に助成の支給をお願いする次第でございます。この点につきまして、町長のお考えはいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

この3点につきましてお伺いしますので、よろしく願いいたします。

議長（植原育雄君） 4番猪岡壽議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 猪岡壽議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番の高齢者福祉サービス敬老記念品の件についての御質問でございますけれども、 の敬

老記念品の配布の見直しについてでございます。

敬老記念品事業につきましては、9月1日を基準日として、75歳以上の高齢者の方全員に、長寿を祝うために、町から敬老の日に当たっての「お祝いのことば」と記念品の配布を実施している事業となっております。配布について民生児童委員に御協力を賜り、旧の敬老の日の9月15日前後を目途に、高齢者の安否確認の意味を含めましておりますが、高齢者の方に直接手渡しをすることを基本に依頼をしております。

平成25年度の敬老記念品配布の対象者は2,961人、1人当たりの金額は商工会の発行する上里町共通商品券、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、500円分、合計148万500円となっております。500円と金額が少額かもしれませんが、本人が使用、お孫さんへのお小遣いなどに使用され、また町の商工業者にとっては、上里町共通商品券を使用することが町の活性化につながると考えております。

また、同様の事業といたしまして、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、高齢者長寿祝い金支給事業がありますが、こちらは賀寿の高齢者77歳が5,000円、80歳が7,000円、85歳が1万円、88歳が2万円、99歳が3万円、100歳が5万円といった節目の年に、9月15日の基準日に、町内に1年以上在住している高齢者の方を対象に現金を支給しており、平成25年度の対象者は663人、金額にして628万円となっております。

議員が御指摘の敬老記念品事業の対象者と高齢者長寿祝い金支給事業の対象者が一部重複するので、費用対効果を考えると見直しをすることはどうかということですが、今後は団塊の世代の方々が75歳を迎える37年頃に、11年後になりますけれども、敬老記念品配布の対象者である高齢者がピークになると予想され、事業費がかさむこととなります。しかしながら、町から敬老の祝い、長寿の祝いとしての敬老記念品の配布でありますので、高齢者をはじめとし、いろいろな方々の御意見や御要望をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2番の高齢者の見守り活動についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

見守り活動に対する民生児童委員と区長の連携についてでございます。

民生委員の平成25年6月1日現在での社会調査によりますと、ひとり暮らし高齢者世帯は622世帯、住民基本台帳でのひとり暮らし高齢者世帯は1,006世帯となっております。今後団塊の世代が75歳を迎える平成37年には、高齢者人口のピークを迎えることとなります。高齢者の見守り活動は、地域住民が安心して暮らせる社会の大きな要素であると考えています。

民生委員、児童委員はひとり暮らし高齢者世帯への訪問を、基本的には月1回の戸別訪問により安否確認、困り事相談などを行っております。町では地域支え合いマップを作成し、ひと

り暮らし高齢者、高齢者世帯の見守り、災害時の避難支援等を行っており、民生児童委員は地域福祉の最前線として役割を果たしていただいております。

また、地域包括支援センターでは、地域の高齢者の見守りの協力について、平成24年12月に郵便事業者の2郵便局、新聞販売者の3販売所、牛乳販売店の2販売店の7事業所と協定を結んでおります。郵便、新聞、牛乳の配達時にひとり暮らし高齢者の安否確認に、気にかけていただきながら配布し、もし異変などがあつたときには速やかに地域包括支援センターに連絡が来ることとなっております。

町社会福祉協議会でも、支部を中心に高齢者に対して、寝たきり高齢者の在宅訪問やひとり暮らし高齢者宅の見守り活動など、さまざまな取り組みをしております。これらを担当する課は、総務課が担当する区長会、町民福祉課が担当する民生児童委員協議会、高齢者いきいき課が担当する地域包括支援センター、社会福祉協議会が担当する社会福祉協議会支部5支部などで活動をしていただいております。

町で作成した地域支え合いマップでの個人情報の公開は、災害時の避難支援を目的としたもので、区長会、民生児童委員に公開できるよう本人の同意を得ており、区長の皆さんにもマップに対象者を記載をし、配布をしております。そこで、区長と民生児童委員の連携に向けて、まずは各課などの担当者が一緒になって、取り組み状況や今後の対応などについて話し合いを行っていきたくて考えております。

御質問の合同会議や研修会については、町内の取り組み状況や対応をまとめた上で、区長会役員会や民生児童委員役員会において意見を聞きながら、情報の共有などを含め検討し、各総会で説明をした中で連携を図りながら、必要な取り組みをしていきたいと考えております。

また、社会福祉協議会の5支部においても、区長や民生児童委員などで組織されて見守り活動に取り組んでいただいておりますので、連携を図りながら、地域の人々が周囲の人を支える共助の仕組みを進めてまいりたい、このように考えております。

次に、3の防犯活動の助成について、の防犯パトロール活動協力者に対する助成についてでございます。

防犯パトロールの皆様には、常日頃からボランティアとして地域の防犯に御苦勞をいただいております。パトロールの皆さんの御活躍で、地域が安心して生活できていることに、心から感謝を申し上げます。

町では、防犯パトロールの支援として、上里町地域安全・安心まちづくり推進事業補助金を支給しております。町に登録した防犯団体で、防犯事業に必要な経費に対し、補助率3分の2、上限5万円で補助金を支給しているものでございます。

この補助金の予算につきましては、当初予算ベースで前年度は20万円、本年度は30万円に増

額して計上しております。この補助金は上限5万円ですが、隊員のボランティア保険だけを申請している団体が多いようでございます。慰労費につきましては対象となりませんが、事業に直接要する懐中電灯やベストなどの消耗品、チラシや立て看板など啓発品の費用についても対象となっておりますので、是非この補助金を活用していただきたいと思っております。

防犯パトロールの形態は、地域によって活動の規模や方法にも違いがあるようでございます。また、青色防犯パトロールを始めている地域もあり、今後町といたしましては地域の防犯団体の実態を把握し、隊員の確保や団体の育成、補助の方法についても検討していきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 4番猪岡壽議員。

〔4番 猪岡 壽君発言〕

4番（猪岡 壽君） まず、見守り活動につきましては、今後大変重要な問題になってくると思います。また、健康な人が困っている人たちを助けるということで、民衆で介護をするということが大変必要ですし、民生児童委員のほうも、今50名位だと思います。

たしかひとり暮らしとして登録されている方が600人から700人位だというふうに思っていて、大体1人が10人位、見ているということなんです、なかなか民生児童委員さんだけでは見切れない部分もあるので、区長さんにその協力を、一番地元でいろいろ知っている区長さんに協力していただくということが一番だと思いますので、その点は今後とも高齢者いきいき課、それから町民福祉課、それと総務課のほうで相談して、いい方法でやっていただければなというふうに思っております。

それから、防犯活動に対する助成についてということでございますが、先ほど町長の答弁でございますと、傷害保険とあと用具については確かに補助、保険については3分の2、また用具については5万円以内につきましては予算がつけていただいておりますが、そういったちょっとしたジュースですとかちょっとした食事、そういったものを年に1回やっている慰労会というのがありまして、この面でも少し助成していただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょう。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この防犯活動以外にも、地域の必要に応じて清掃作業や除草作業、そういうことをやっているさまざまな地域活動が行われておるわけでございますけれども、町がすべきことは町が行い、地域に実施していただくことは地域の皆さんがやっていただけるということでございます。できれば地域防犯パトロールにつきましては、地域活動の一つとして、

地域で対応していただければ大変ありがたいなというふうに思っておるところでございます。

今、5万円というお話をさせていただきましたけれども、まだまだ保険の対応だけしかやっていないところがたくさんあるわけでございますから、そういう方たちの、要するに先ほども申し上げましたけれども、棒電池だとか腕章だとか例えば旗だとか、そういうもので御利用いただいて、5万円の範囲の中で御利用いただければ大変ありがたいなと、そんなふうに思っておるところでございますけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 4番猪岡壽議員の一般質問を終わります。

散 会

議長（植原育雄君） これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時57分散会